令和元年　第３回　芦屋町議会定例会会議録　（第２日）

令和元年９月６日　（金曜日）

議　事　日　程　（2）

令和元年９月６日　午前10時00分開会

日程第１　一般質問

【　出　席　議　員　】　（１２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番　内海　猛年 | ２番　中西　智昭 | ３番　長島　　毅 | ４番　萩原　洋子 |
| ５番　信国　　浩 | ６番　本田　　浩 | ７番　松岡　　泉 | ８番　妹川　征男 |
| ９番　辻本　一夫 | 10番　小田　武人 | 11番　川上　誠一 | 12番　横尾　武志 |

【　欠　席　議　員　】　（なし）

【　欠　員　】　（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　中野　功明　　書記　横田　和雄　　書記　中山　理惠

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 町　長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 中西新吾 | 教育長 | 三桝賢二 |
| ﾓｰﾀｰﾎﾞｰﾄ競走事業管理者 | 大長光信行 | 会計管理者 | 村尾正一 | 総務課長 | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長 | 池上亮吉 | 芦屋港活性化推進室長 | 水摩秀徳 | 財政課長 | 佐竹　功 |
| 都市整備課長 | 山下洋二 | 税務課長 | 福田雅代 | 環境住宅課長 | 井上康治 |
| 住民課長 | 藤永詩乃美 | 福祉課長 | 吉永博幸 | 健康・こども課長 | 濵村昭敏 |
| 産業観光課長 | 溝上竜平 | 学校教育課長 | 新開晴浩 | 生涯学習課長 | 本石美香 |
| 競艇事業局次長 | 藤崎隆好 | 企画課長 | 浮田光二 | 事業課長 | 木本拓也 |

【　傍　聴　者　数　】　２２名

午前10時00分開会

**○議長　横尾　武志君**

おはようございます。

ただいま出席議員は１２名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――・――――・――――――――――――――

**日程第１．一般質問**

**○議長　横尾　武志君**

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず７番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

７番、公明党、松岡泉です。本日は、通告書に従いまして質問させていただきます。

件名１、児童虐待防止対策についてお伺いいたします。

児童相談所の児童虐待相談対応件数が、毎年、過去最高を更新してる状況にあります。昨年は東京都目黒区で５歳の女の子が、ことしは千葉県野田市で小学校の４年生の女の子が虐待で亡くなっております。現在、社会では子供への虐待が大きな問題となって深刻化しております。先日もですね、鹿児島県の出水市のほうでそういった事件が発生したということで、残念ながら４歳の女の子が亡くなったということで、痛ましい事故が発生しております。この現状を踏まえ、６月には児童福祉法等改正法が国会で成立したところでもございます。また、２０１６年の児童福祉法などの改正でも、児童虐待対策は早期発見・早期対応から発生予防にかじが切られており、児童虐待対策における町の責任は重いものがあります。町は、未来を担う子供たちの安全を第一として、町全体で児童虐待防止対策に取り組まなければなりません。これまでの児童虐待防止対策の取り組みと、今回の改正法に基づく対策の方向性についてお伺いいたします。

要旨１ですけれども、児童虐待の実態についてです。

児童虐待の実態ということなんですが、初めにですね、児童虐待とはどういったものかということなんですが。これにつきましては児童虐待防止法がございまして、第２条に述べられておりますが、かいつまんで確認したいと思います。

まず１つは身体的虐待。これは、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける。冬になりますと戸外に締め出して子供をいじめる。外傷を生じ、または生じさせるおそれのある暴行を身体的な虐待ということであります。

２番目には性的虐待。児童にわいせつな行為をすること。または、させること。こういった性的虐待が２つ目であります。

３つ目にはネグレクトと言われるものですが、適切な食事を与えない、風呂に入れない、家に閉じ込める、重大な病気になっても病院に連れて行かない。または、テレビ等でも放映されておりますけども、親がパチンコに行って駐車場に子供を放置する、乳幼児を放置すると。そういった状況です。そのほか、同居人による虐待を放置するなど、こういった養育放棄をネグレクトと言います。

最後に心理的虐待です。言葉で脅す、無視する、心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟と差別して取り扱う。こういった児童に著しい心理的外傷を与える言動を言います。また、最近では家庭内にＤＶが発生しておりますが、そこに子供がいる場合も、この４つ目の心理的な虐待につながるというように加えられております。

こういった虐待が現在どのような状況にあるかということなんですけれども、既に皆様に資料をお渡しておりますが、これを見ていただきたいと思いますけれども。平成２１年度ではですね、全国ですけれども、４万２，６６４件。これが児童相談所に相談があった対応件数となっております。１０年後にはですね、どういう状態になったかといいますと、平成３０年度ですけども、１５万９，８５０件。約ですね、１０年間の間に４倍を超える状況になっております。先日報道されておりましたけれども、九州ではどういった状況にあるかということですが、平成３０年度はですね、約１万５、０００件。全国からすると１０分の１が九州にあると。その１万５，０００のうち、じゃあ福岡県はどうであったかということなんですが、福岡県はこの中の約半分を占める６，９００件が福岡県で相談をされております。

一方ですね、これ資料２にお渡ししておりますけども、これを見ていただいたらわかるんですが、年間ですね、死亡件数は約５０人前後ということで。これがですね、１０年間の間にもほとんど変わらずして、５０人前後が続いているというような状況にあります。対策としてはですね、国も２０００年からこういった法を制定してですね、やってるわけですけども、なかなか。まあ効果は出てるんでしょうけども、子供が亡くなる件数としては、人数としては大きな成果はないと。減少するには至っていない状況にあるのではないかと思います。

それでは初めにですね、全国的にはこういった状況にありますけども、町の相談所への対応件数はどのくらいあるのかお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

児童相談所へ相談した件数でございますが、児童数と世帯数でお答えしたいと思っております。

平成２９年度が、相談児童数は１２人、世帯数６世帯。平成３０年度は、相談児童数は１５人、世帯数９世帯となっております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

町のほうもですね、全くないわけではないということで。今２年間の状況について答弁をいただきましたけども、これを見ましてもやはり件数が減っているというよりは、ふえてる方向にあるのではないかと思います。

それではですね、この発生についてですけども、要因とはどのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

発生要因は、大きく３つあると考えられています。

１つ目が保護者に発生要因がある場合です。保護者が生活全般にわたり著しくルーズである場合や対人関係の形成がうまくできない場合、また、誤った育児観を持っている場合など、虐待に結びつくことがあると言われています。保護者が子供時代に大人から十分な愛情を受けることなく育った場合には、子供の気持ちの要求を酌み取りにくく子供の愛する方法がわからないため、虐待につながりやすいことも指摘されています。生まれた子供が未熟児である場合や発達に遅れがあると保護者が感じている場合にも、自分の子供と他の子供との成長を比較することから発生する焦燥感、焦りの気持ちから虐待に至る場合もあると言われています。さらに、望まない妊娠により親となった場合や幼児期などに母子分離を余儀なくされた場合にも、保護者が子供に愛情を持てず虐待に至る場合もあります。

２つ目の発生要因は家庭や家族関係です。夫婦の不和や経済的困窮など家族関係が不安定な状況にあり、家庭内のストレスが解消できず保護者の精神的安定を保つことが難しい場合、虐待を生じやすいと考えられています。また、育児不安や育児疲れによりストレスを生じたり、父親が育児に協力的でない場合などにも育児負担が増加し、虐待につながる場合があるようです。

３つ目の発生要因は社会環境です。核家族化の進行に伴い、子育てなどの知識や経験が継承されにくくなったことや、少子化が進み子育てを身近に観察する機会が大幅に減ったことなどにより、子育てに戸惑いや不安を生じ虐待へ至る場合があります。また、近隣とのつながりが弱く、保護者が子育てについて誰にも相談できず孤立してしまうこともストレスの増加につながり、結果として虐待を引き起こす要因となります。そして、虐待をしてしまう保護者は周囲から責められることを恐れ、ますます社会から孤立するという悪循環に陥る傾向にあると言われています。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今答弁がございましたようにですね、社会全体としては、養育力が低下しているというようなことが大きな要因じゃないかなと思います。それ以外にもですね、今の答弁にありましたように家庭内の問題、それから親に対しての問題、こういったことを抱えておりまして、状況としては複雑化している状況にあるかと思います。

それでは、これについてですね、対策を講じる上では虐待の特質、またはですね、問題―――対策を講じる上のですよ、問題点をよく把握して対応する必要があると思いますけども、虐待の特質と虐待防止対策上の問題点をどのように考えているのかお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

虐待事例には、保護者が心配して来所する一般の相談とは異なり、保護者は虐待の事実を認めなかったり、否定したり、気づいていなかったりすることも多く、相談や子供へのサービスを実施しにくいケースがあります。虐待の場合には、子供の生命や健全な成長・発達を守るため、保護者の求めがなくても、あるいは保護者の意に反しても介入していかなければならない場合があります。虐待が生じた家庭には、多くの困難な要因が複雑に関与していることが多くあり、一機関、一専門家では対応が困難で、相互の連携が不可欠と言われています。例えば、町には児童を施設に入所させるといった権限はございませんが、児童相談所が児童を施設入所させようとしたとき、保護者が同意しない場合には弁護士の関与により法的に対応する必要もあるようです。また、家庭が経済的な問題を抱えていたり、病人を抱えていたり、保護者に精神的な問題があれば、福祉事務所や保健所、医療機関などとの連携も必要になります。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今あったようにですね、この児童虐待の実態を把握するのは非常に難しい。困難性を伴ってるということだと思いますし、解決に当たっての重要なポイントはあくまでもですね、一つの機関では対応できない。多くの機関が協力し合って防止して、緊密な連携のもとにやっていくことが不可欠だと考えます。

それでは次の要旨の２に移りますけども、今回の児童福祉法改正法についてでございます。

公明党ですけども、２０００年のですね、児童虐待防止法の制定からリードしてきておりますけども、虐待で死亡した子供たちのうちのゼロ歳児がですね、約半数あると。先ほど資料を渡しましたけども、そこにございますように半数はゼロ歳児でございます。そういったことで妊娠から出産、子育ての切れ目ない支援体制、日本版ネウボラといいますけども、この構築に取り組んできております。またですね、１８年４月現在で、全国で４割を超える自治体、７６１自治体に１，４３６カ所の子育て世代包括支援センターが設置されております。町でも既に設置はされております。そういった状況で相談窓口も必要であろうということで１５年の７月から、いち早く、１８９番、全国共通ダイヤルになっております。これにかけていただければ相談ができると。現在、無料化も進めておられます。

今回ですね、こういった事件が連続して発生している状況に伴い、党としましても２月にですね、安倍総理に緊急提言を申し入れております。「民法の懲戒権規定見直し」、「全国での情報共有システムの構築」、「ＤＶ被害者支援との連携」、「学校での対応体制の構築」、「児相に警察官を配置する」、そういった取り組みをやっていただきたいということで首相に申し入れをしたところでございます。そういったことで、ことしの６月にこの児童福祉法等法改正にもつながったわけですけども、このですね、法改正の要旨について、まずお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

法改正の趣旨は、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等の所要の措置を講ずるとされています。

改正の概要は、児童の権利擁護として、親権者、児童福祉施設長等による体罰の禁止や、民法第８２２条で規定されている懲戒権のあり方の検討、児童の意見表明権を保障する仕組みの検討、児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務などが求められています。また、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化も盛り込まれています。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今要点を述べられましたけど、特にですね、注目する点といいますと、今回の法改正ではですね、親権者による体罰禁止というのがうたわれて、規定されております。これは今までになかったことであり、またですね、民法でも定めているように、懲戒権ですね。こういった子供たちを

見守る親の責務というのがあって、叱ったりすることはある程度できる状態だったかと思うんですけども。これも２年間かけてですね、民法の見直しについても検討するといった状況で、かなり踏み込んだですね、検討が図られて対策が講じられるというようになっております。

こういった取り組みですけども、町の責務はじゃあ、どうなってるかということなんですが、児童福祉法ではですね、国と県、それから町で取り組んでいくわけですけども、町の責務としてうたわれているのはですね、児童の身近な場所における継続的な支援をやりなさいというのが町に与えられた責務であります。またですね、虐待防止法の第４条にも町の、これは国、それから地方公共団体に対する責務なんですが、うたわれております。第１項としては、児童虐待防止等のために必要な体制を整えなさいということですね。それから２つ目、３つ目に関係職員の研修等の必要な措置をやって強化を図りなさいというのが２、３項に書いてあります。また第４項にはですね、防止法に関わる広報、その他啓発活動をやりなさい。それから５つ目にはですね、防止における調査研究、検証をやりなさいという責務を負わされております。町としてもですね、しっかり取り組んでるかと思うんですけども。そういった状況にありますけども。それではですね、この責務に伴って町はですね、どのように取り組んでいるのか。初めにですね、児童虐待防止における体制が、町の体制はどうなってるのかお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

先ほど議員からも紹介していただきましたが、芦屋町では平成２９年３月に、妊娠期から出産直後、子育て期までの母子保健及び育児等に関するさまざまな悩みに円滑に対応し支援を行うため、芦屋町子育て世代包括支援センターを設置しています。ここでは母子健康手帳の交付時に妊婦を対象に聞き取り調査を行い、さらに出産後３カ月をめどに全家庭の戸別訪問を行っています。その結果、支援が必要と思われる対象者には支援プランを作成し、計画的に支援を行っています。また、４カ月、１０カ月、１歳半、３歳児のそれぞれの乳幼児健診時においても、育児などの相談対応を行っています。このような取り組みは児童虐待防止の観点からも重要な事業だと考え、取り組んでいるところです。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

町としてはですね、子育て世代包括支援センターの活動ということで、先ほども申しましたように町は早い時期にですね、既に設置して、よそよりも先進地といえる活動をやってるかと思い

ます。一つはですね、出産後３カ月ですか、戸別訪問、全戸訪問をしてですね、状況を視察して、問題がないのか、子供が大きく育っていただけるようにお母さんにアドバイスはできないのか、町として何ができるのか､そういった活動をやっていただいているように思います｡またですね、防止に当たっては、就学児については、また幼稚園に行っている子供には、保育所、幼稚園、学校、それから教育委員会と連携が図られているようでありますけども。それだけにかかわらずですね、町全体で子供たちを見守っていく上ではですね、その他の関係者の方とも連携を図っていく必要があると思うんですけども。その以外のですね、関係機関の連携をどのように行っておられるのかお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

芦屋町には芦屋町要保護児童対策協議会が設置されており、関係機関として福岡法務局北九州支局、福岡県宗像児童相談所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、折尾警察署、遠賀中間医師会、北九州人権擁護委員協議会、芦屋町民生委員・児童委員協議会、町内小中学校、町内保育所、幼稚園、教育委員会、福祉課、健康・こども課で組織しています。必要に応じて代表者会議と個別ケース検討会議を開き、情報の共有及び支援の対策を協議しています。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

要保護児童対策地域協議会ですけども、平成１６年にですね、法制化が行われております。町としてはですね、早々に検討した結果、平成１９年の８月２８日、規則の第２６号で設置規則を定めて、実際に要保護児童対策地域協議会が開催されてる状況と伺っております。今ありましたけども、会議の内容としては代表者会議、それから個別ケース会議等があるように聞いておりますけども、開催状況はどのように行われているのかお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

平成２９年度は代表者会議を行っていませんが、ケース会議を７回。平成３０年度は代表者会議を１回、ケース会議を２１回開催しています。また、この会議とは別に児童相談所に電話で相談したり、支援家庭への訪問に同行をお願いしたりしているところです。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今、開催状況をお伺いしましたけども、個別ケース会議が結構、７回、２１回と。まあこれは当然のことながら、先ほどの報告にありましたように発生件数がふえていますので、そういった関連かと思うんですけど。これについては特にですね、個別会議が重要だと思うんですけど、これの意義をお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

支援を要する児童やその家庭には、複数の原因が複雑に絡んでいることが多くありますので、そのような場合、関係機関の各担当者が情報交換することで、多方面からの情報をもとに多角的・総合的にケースの理解や援助方針が検討できるようになり、適切な支援が可能となります。また、このケース会議を通して、子供や家庭の状況の把握や理解が深まり、援助の質を上げることができます。さらに担当者一人だけがケースを抱え込むという危険性や、過重な負担が生じるといったことがなくなることも大きなメリットと言えます。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

この要保護児童対策協議会でですね、しっかりと取り組んでおられるということであります。

それではですね、学校のほうの対応はどうなっているのか、学校教育課のほうにお願いします。

**○議長　横尾　武志君**

学校教育課長。

**○学校教育課長　新開　晴浩君**

まず、児童生徒の顔や体に傷やあざがないかの目視確認です。次に、児童本人からの話の内容です。保護者からたたかれているとか、朝食や夕食を食べていないとか。また、体の痛みを訴えてくる場合もあります。さらに児童の様子観察です。落ち着きがない、表情が暗い、落ち込んでいるとか、いつもと様子が違う場合、特に気を配ります。ほかにも、忘れ物が多いとか宿題忘れが多いとか、服が汚れているとか数日間同じ服を着ているとか、今までに比べて給食を大量に食べるとか。このように、もし家庭で虐待があれば、児童には何かしらの変化やサインが出ることが多いので、担任の先生たちが異常に気づいたら声かけをし、変化の理由を聞かせてもらうなど

の取り組みにより虐待の早期発見に努めております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

就学児についてはですね、学校でよくフォローしていただいて、迅速な対応、異常があった場合にはですね、対応をしていただければと思います。

それではですね、今回の改正法に伴ってなんですけども、今回、先ほども申しましたように、家庭内でも体罰は禁止。当たり前のことなんですけども、今までもそうだったと思うんですが。これを明確に明示されたということでありますので、こういったことでだんだんとですね、町の対応も厳しさを増してくるわけですけども。こういった児童虐待防止、今回の法改正に伴ってですね、どのように防止対策を強化するかと、これについての答弁をお願いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

国が策定しました児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、２０２２年度、令和４年度までに、全国の市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置が求められました。この支援拠点は、児童の人口規模によってその規模や内容が決まっており、芦屋町の場合、社会福祉士や医師、保健師等の資格を持った子ども家庭支援員を常時２名配置し、体制及び専門性の強化を求められています。健康・こども課としましては、芦屋町子育て世代包括支援センターと一体的に効果的な取り組みが実施できるよう構築する必要がありますので、子ども家庭総合支援拠点の設置について、今後、調査・研究を行ってまいります。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今後の取り組みでということでお話がありました。

今回ですね、国のほうも子ども家庭総合支援拠点の整備を図れということで、今後の対応としても、今、御報告があったように、そういった体制強化を図りますということでですね。専門員を、芦屋町のレベルでは小規模の町ということで、子供たちが５，０００人以内ですので、当然そこに規定が設けられておりまして、専門員は２名ということで先ほど話した社会福祉士、保健師等、２名を専属的につけなさいと。これは整備をですね、急いでやっぱり進めてもらいたいと

思います。ただし規模によってはですね、虐待防止専門員を置きなさいと規定されている市、該当する市等がございます。町に対してもですね、そういった規定はないんですけども、当然先ほど子育て支援センターのほうで頑張っていただいているように、３カ月後に戸別訪問を全部やると。そういう話もあってですね、やはりそういった専門員、特に虐待防止にかかわる、またソーシャルワーカーを配置する。そういったことでですね、今後の取り組みが必要になってくると思うんですけど。そういった強化する、あとフォローする考えについては、いかがお考えなんでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長　濵村　昭敏君**

子ども家庭支援員の資格は先ほど答弁しましたように、社会福祉士や医師、保健師等になっており、職務として実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導、他関係機関との連携となっています。芦屋町より規模の大きい市町村は、子ども家庭支援員に加え虐待対応専門員の配置も求められており、資格は子ども家庭支援員とほぼ同じで、社会福祉士や医師、保健師等となっています。職務としましては、虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、関係機関との連携及び調整となっており、児童相談所に近い職務が求められているようです。芦屋町はこの虐待対応専門員の配置までは求められていませんが、子ども家庭支援員を配置し専門性の強化を図り、今まで以上に児童相談所を初めとする他の関係機関と連携を図っていかなければならないと考えています。先ほどの答弁を繰り返すことになりますが、芦屋町子育て世代包括支援センターと一体的に効果的に取り組むことができるよう、議員の御質問のことも含め、調査・研究を行ってまいります。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

しっかりと取り組んでもらいたいと思います。特にですね、関係機関との連携強化が非常に重要ですし、アンテナを高くしてですね、早期発見の努力をしていただきたいと思います。今ありましたように、この子ども家庭総合支援拠点、それから子育て包括センターも含めてですね、一体化して健康・こども課が担うということで中心的な、それから要保護関係の協議会についてもですね、調査機関として当該部課として指定されておりますので、一体化してですね、取り組んでいただければと思います。それとですね、広報関係も今のところ担当部課でやっていただいてると思うんですけど、社会教育課のほうについてもですね、人権問題について、子供の人権につ

いても取り組んでいただいておりますので、そういった町全体としてですね、町の皆さんが町民の皆さんがですね、子供の人権を尊重するような意識を醸成していただけるような取り組みをしっかりと考えていただきたいと思います。

西南学院のですね、安部教授が言っているんですけど、懲戒権、子供の命を守ることは最優先。これは当然のことだと思うんですけど、目指すゴールは子供が安全に家で家族と生活することであると。そのために町は、町全体の問題として家族支援の充実に取り組まなければならないと言っております。取り締まりを強化するだけでは虐待は減りません。子供は幸せになれません。子供の安全を第一として家族全体を支える仕組みが必要。そういった施策を講じることが今後、町に課せられますので、今後ともですね、今までもしっかりと取り組んでおられますけども、さらにですね、国としても体制強化をうたっておりますので、その点をですね、町の皆さんに、関係の子供たちに接する、そういった全戸訪問も含めてですね、しっかりと接して対応しながら町全体でもですね、地域も含めて対応していければというふうに考えます。

それでは２件目に移ります。２件目、防災・減災の対策についてでございます。

昨今、先日も増水したし、局地的な大雨が降ってですね、災害がいつ発生してもおかしくない状況にあります。甚大な被害をもたらしました昨年の７月、西日本豪雨からもう１年が過ぎました。自然災害から命を守るにはですね、防災情報を正しく理解し、早目に避難することが何よりも大切です。また、予想される災害に対し、自身の防災行動計画の立案や災害用備品などの事前準備も普段から心がけて行っていく必要があります。そこで本件について、町の取り組みと今後の方向性についてお伺いいたします。

要旨１、警戒レベル情報の変更について。情報が変更されてるかと思うんですけども、初めにこの導入の経緯は何かをお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

今年度より運用を開始しております警戒レベルの導入経緯についてお答えいたします。

平成３０年７月豪雨を教訓として、国の中央防災会議、防災対策実行会議、平成３０年７月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループにおいて、災害対策の強化について検討され、平成３０年１２月に平成３０年７月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について報告が取りまとめられております。この報告を踏まえまして、平成３１年３月に避難勧告等に関するガイドラインが改正されました。本ガイドラインの改正は、住民の皆様は、自らの命は自らが守る意識の徹底や、また、行政は、災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供するということが打ち出されました。わかりやすい防災情報の提供に

ついては、災害発生のおそれの高まりに応じ、とるべき行動を５段階に分け、町が発令する避難情報と国が発表する警報に付与することにより、住民に理解しやすいものという形の中で今回のレベル導入がされております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今ですね、５段階ありました。テレビを見ても、このごろ５段階の情報が流れてるかと思うんです。ウェザーを見て、天気予報等を見てもですね。それから警戒発令のときも５段階が言われてます。

ところで行政の皆さんも議員さんも含めてですが、５段階について行動はどうすべきかってのは御存じですか。多分ですね、厳格に聞いたら誰も答えられないかもしれませんね。認識度を確認したらですね、国民の理解度は４割程度と言われてます。それで、芦屋町については広報あしや、今回の９月１日号を見られたでしょうか。そこにはですね、ちゃんと書いてありますし、ホームページも掲載して、総務課としては皆さんに周知するという意味から、そういった徹底が図られているように考えるわけですけども。４割程度ということなんでですね、さらにやっぱ、強化する必要が私はあるんじゃないかと思うんですけれども。今後、手段方法について検討はしないのかどうかお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

４割程度しか知られてないというところでございますけれど、即効性の強化策はなかなか難しいというふうに考えております。今、先ほど松岡議員が言われてましたとおり、町のホームページや６月１日と９月１日にも載せております。こういう形の中で住民に周知をして、先ほど言いました災害警戒レベル、町としましては警戒レベル３ですね。これが避難準備、高齢者等避難開始という形になります。警戒レベル４に関しましては、避難指示（緊急）、または避難勧告という形になります。警戒レベル５、これにつきましては町で実際に災害が起こっているという状況を住民に知らせるというところになっております。ここら辺の情報をいかに町民の方々に周知してもらうかというところにつきましては、やはり継続して町の広報誌、ホームページに掲載していきたいと思いますし、いろんなイベント等があったときにチラシ等をつくってＰＲ活動をするだとか、町の出前講座等も行っておりますので「知って安心！町の防災」の中にこの警戒レベルの内容等を盛り込んで、今後周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

いろんな取り組みというか手段方法があるかと思うんですけども、やはり広報で、またホームページで掲載してればですね、住民の皆さんが理解しているか。そうはならないわけですね。だから認識度からすると全国の４割程度と。やはりですね、４割程度ではですね、せっかくこういった情報を皆さんにお伝えしようと国が頑張っておる中でも、取り組まなければですね、何にもならない。今、警戒レベル３について言われましたけど、もう一度聞いていいですか。皆さん答えられますかね。どのようになったのか。そうでしょ。見てもわからないわけですよ。だから、もうちょっとインパクトのある、そういった方法・手段をとらなくちゃいけないというふうに思うわけですね。そういうことで今後もですね、しっかりこれには取り組まなければならないと思います。それでですね、そういった状況で今回もですね、７月２０日ぐらいからもそうなんですけど、先日もレベル５まで、最高レベルまで上がったところもあるわけですね。そういった中でですね、芦屋町は今、戸別受信機をということで、町長、頑張っていただいて、実施設計まで入ったというような状況で。今後はですね、岡垣町と同じようなですね、皆さんに情報を伝える伝達手段ができそうであります。本当に期待してるわけですけれども、そういったまでの期間はですね、それだけでも問題かと思うわけですけど。

今回ですね、そういった７月２０日ぐらいの状況の中でも、やはり広報車は回ったというふうに聞いてるんですけど。でも町民の皆さんがどういうことかと言われますと、「来んやったよ。」、「知らんよ。」、そういう声がたくさんあるわけですね。「広報車は回りましたよ。」と言っても伝わってないわけですよ。町民の皆様には伝わってない。そういった情報が。そういうことで、広報車の通報区域とはどのように回っているんですか、大体。お伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

通報区域につきましては、芦屋町の全域という形の中で巡回・広報を行っております。周知としましては、町内を各自治区ごとという形の中でエリア分けをしまして、そこの地点、地点を３カ所程度で、徐行しながらだとか、地点でとまって放送をしていただくという形の中でお願いをしておりますし、気象条件や道が狭いところ等勘案し、時速２０キロ以下での走行で、１エリアにつきまして大体１０分から１５分を目安で巡回するようにという形で、巡回する職員についてはお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

連絡する広報車の動きはわかりましたけども、実際ですね、町民の皆さんは「聞こえんやったよ。」とか「来なかったよ。」という話なんですよ。だから戸別受信機を今度つけるようになって、設置されたらある程度は今までよりもいいわけですけど。やはり聞き逃す。重ならんやったらですね。そういった情報、危険情報ちゅうのは、流さないとですね。なかなか町民の皆さんに伝わらない。これはやっぱり重要なことで、情報がなけりゃ皆さん当然、行動もされないわけですので、せっかくの計画をつくっててもですね、何もならない。まあそういうことで、しっかりとこの広報のやり方についても考えてもらいたいと思うんですけど。

７月２０日の避難者の方はどのくらいおられたんですか。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

７月２０日、台風５号のときには避難者はございませんでした。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

それは避難するような指示が流れておりましたかどうか、お伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

このときは自主避難所の開設という形の中での周知でございます。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今回の７月２０日の分は指示等は流れてなかったみたいでありますので、避難所を準備しましたよと連絡もあったわけですけども。全体的に見てですね、今までのそういった町の指示、勧告を含めてですね、避難情報に対する町民の皆さんの対応について、どのように町としては考えて

おりますか。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

住民の意識としては、なかなか浸透してないのではないかと。意識改革をちょっとしないといけないのではないかというふうには考えております。まず基本的には、自分の命は自分で守るという自助の意識を高めることが必要であると考えます。また、防災意識の向上を図っていくために、自主防災組織での自主的・主体的な避難訓練や、避難場所や避難経路を日ごろから各地区で話し合っていただくことが重要であると考えております。各自で情報の収集や、どの段階で避難を開始するかを決めておくことが重要となりますし、自分の命を守る行動につながっていくと考えております。そのため、いろいろな場面で住民周知や啓発を図っていきたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

命を守るには早目の避難ということでですね、町の皆様の御理解をいただいて、早期のですね、避難をしていただけるような取り組みを考えていただければと思います。

それではですね、久しぶりにですね、今回、基地との覚書ができたと。協定書ができたということで、基地が利用できるようになったわけですけども。防災訓練をやってくださいということで、今回計画されたみたいでありますけども。基地とのですね、協同による防災訓練の成果と今後の計画についてお伺いします。

初めに、基地との協同による防災訓練の成果は、どのようなことがあったのかお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

今回、芦屋基地との訓練に関しましては、遠賀川の水位が氾濫危険水位に到達する可能性が極めて高く災害が発生するおそれがあり、町の指定避難所だけでは避難者の受け入れが難しく町民の安全を確保できないと判断して、芦屋基地に対して一時避難施設としての避難所を開設し、浸水が想定される５自治区等が避難所経路及び避難所の確認や、行政の連携体制を確立するための訓練を実施いたしました。

訓練の成果としましては、町民が芦屋基地への入場場所としての正門だけでなく東門から避難することができたことや､避難施設としての格闘場と体育館を確認することができました｡また、自治区だけでなく、みどり園などの災害弱者といわれる方も参加され、実際の避難経路を確認することができたことは大変よかったと考えております。また、基地との連絡体制についても今回行ったことにより、実際に災害が発生しそうになった場合どのような連絡体制をとればよいか等把握することができました。

反省としましては、時期的なもの、今回７月という形でちょっと遅いという形で考えておりますので、出水期の前の６月ごろに訓練を行えればよかったというふうな形で、ここは反省をしております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

成果はやっぱり訓練をやれば出てきますので、今後の参考ということでやっていく必要があると思います。

一つ私が思ったのは、今回の訓練はですね、避難訓練で多分、基地のほうに皆さんが避難するときのルートを見たりとか連携とか、実際する避難場所の状況確認と、まあそういったところが大きな狙いだったんじゃないかと私は推測するわけですけど。

ただ、出発する前にこちらで町の対策本部の状況を見ましたけど、それは軽視されてたかと思うんですが。私がここで言いたいのは、対策本部というのは指揮をする中心的な役割がありますよね。だから各機関との連携とか情報交換からすると、通信網を―――指揮通信網ちゅうのが重要な状態であるんですけど、代替案は２階がだめやったら３階よ、という話もちょっとあったみたいですけど、そういうのはやっぱり訓練の中でやるとすれば、１回そういった場所で使えるかどうかを検証してもらいたいと思うんですよね。時間がないので、今までやったかどうかはちょっともうお伺いしません。

で、行政報告で町長が言ってましたけど、定期的な訓練を今後もやりますよということで報告がありました。防災訓練、私いつも言ってるんですけど、回数が少ないんですよね。やっぱり定期的な長期期間を見据えてですね、いつどういった計画を狙いとし、目標を定めてですね、やっていかなくちゃいけないんですけど。私は中期計画なりをつくってですね、いつどういった目的のために防災訓練をやるという計画が必要と思うんですけど、その点いかがですか。お伺いします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

今後の全体的な訓練に関しましては、その計画的なところはちょっとできておりませんので、今後検討しないといけないかというふうに思っておりますし、基地との訓練に関しましては、定期的に訓練を実施していきたいというふうに思っております。考えております。また、先ほどの反省で出ておりましたように、来年度以降については出水期前の６月で訓練を実施していこうという形で、これは定期的にやっていきたいというような形では考えております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

しっかりとですね、大綱計画なり、計画の構想を練ってですね、今後防災訓練をやらないとですね、いろんな問題点もわかりませんし、町民の皆さんの命を守ることはできません。しっかり取り組んでもらいたいと思います。

次ですけど要旨４ですが、マイタイムラインの作成の推進についてです。

これにつきましてはですね、タイムラインっていうのはですね、このマイタイムラインは台風、大雨が予想される際にですね、家族構成や生活環境を合わせて、いつ誰が何をするか時系列的に自身で防災計画を立てるものですけど。昨今ですね、どうしてもそういった計画作成されてないがゆえに、どうしても避難するのが立ち遅れ、そういったのが目立つということで、これが推進を図られてるんですけど。このタイムラインの作成推進について、町はどのように考えておりますか。お伺いします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

マイタイムライン、先ほど今、松岡議員さんが言われましたとおり、町民一人一人の家族の状況や生活に合わせて計画をつくっていくというところでございます。このタイムラインにつきましては現在作成に至っておりません。今後、有効性や必要性については広報や町のホームページに掲載していきたいと思いますし、また、自治区についてもマイタイムラインの作成について協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

このマイタイムライン東京版ちゅうのができてまして、６月にですね、１５０万部をつくって学校とかですね、都民の皆さんにお配りすると。このツールをつくったわけですけど、ガイドブック、それから避難行動書き込みシート、作成用シールなどを配布してる。これは簡単にですね、つくれる、自分のマイタイムラインをつくれるような仕組みのガイドブックをつくって、都民１５０万部をつくってですね、配布してるんですね。こういった、つくるとすれば、そういったですね、この東京都版のマイタイムラインの作成ツール、こういったですね、導入も考えたらいかがかなと。非常に簡単に多分できる可能性が高いですよね。町民の皆さんの意識も上がるんじゃないかと。まあそういうのを取り組みでですね、検討していただければと思います。

最後にですね、防災備品についての要旨５なんですが、避難所の防災備品の確保についてです。

これは初めにですね、町の浸水被害の想定がどうなってるか重要に関係しますので、これについてお伺いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

町の浸水想定につきましては、国土交通省遠賀川事務所が算出しております遠賀川流域想定区域内の被害状況につきましては、床上浸水１，１８０世帯、床下浸水５６１世帯、計１，７４１世帯。被災者は、約４，４００人を想定しております。被災者世帯の割合としましては約２６．３％、被災者の割合は約３１．６％でございます。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今の想定なんですけども、それではですね、町が今、備蓄している避難所の防災備品はどの程度なんですか。お伺いします。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

現在、町が避難所としている防災備蓄品としましては、毛布が約６００枚、防寒シート２１０個、防寒シート簡易寝袋２１０個、簡易トイレ約８４０セットを備蓄しております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

今、答弁がありましたけども、被災者の状況を比較してですね、皆様に供給できる避難所での備品は十分かと、これが大きな問題だと思うんですよね。今までずっとこれを放置してきてるわけですけど、実際それは何でかといったら根底にはですね、芦屋町では被災することはないと、そういった観念がやっぱり広がっているんではないか。やっぱり懸念されるわけですよね。いや、今すぐ起こるよと。つい最近の情勢から見てですね、異常気象を伴って、どうなのかと思う。実際、数日前もありましたですね、もう雨が集中豪雨で。佐賀でもありました。そういった危機感があるかないかだと思うんですよね。そういった中、今回社協のほうでもですね、こういった備品が一部、日本財団からありましたということで、ふえてるわけですけど。それの覚書についても報告でありました、既にですね。こういったトータル的に社協との連携、覚書の中で、芦屋町として備品を使いますよということは重要なことで、町長も取り組んでおられます。ただ、問題なのは先ほどから言ってますように、避難所には備品がないと。じゃあこれ、どうするんかと。今起こったら、どうするんかということをお伺いします。これの対応はいかがしますか。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

基本的には、町として配布できるものについて配布するというところと、あと、基本的には各個人個人で持ってこれるものについては持ってきていただくというふうな対応をしていただかないといけないというふうに思っておりますし、あと、足らないものにつきましては、福岡県が福岡県災害時受援計画に基づき、いろいろな企業と締結をしておりますので、町より必要な物品支援要求をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

松岡議員。

**○議員　７番　松岡　　泉君**

やはり防災・減災と、人の命に関わることなんで、しっかりとそのあたりはですね、足りないなら足りないで住民の皆さんに、「携行物品は避難するとき何が要ります。」と、「これは大丈夫です。」とか、やっぱりわからないと。住民の皆さんは担いで行かな、雨の中を避難するわけですよね。それ行かないと、「避難所行ってもありませんよ。」と。「後からしか来ませんよ。」。そしたら、みんなそれぞれに考えるかと思うんですよね。そういった意味で必要な資器材・備品はですね、普段からやっぱり確保しとかないけんと思うんですよね。これは町の責務ですよね。町民の皆さ

んの命を守るわけですから。そういうことで備品とか避難所の生活ちゅうのは、今はもう厳しい要求はどんどんふえてます。最低限のですね、皆さんが避難所行ってもですね、長く生きていけるようにそういった配慮をですね、町としての責務をしっかりとやっていきたい。これは最優先課題ですからね。起こらないということを考えたら全くできません。そういうことで今後も町のですね、献身的な対応をお願いしたいと思います。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

**○議長　横尾　武志君**

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

……

**○議長　横尾　武志君**

次に、１１番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

１１番、川上でございます。発言通告に従いまして一般質問を行います。

件名１、主要農作物種子法について。日本の食卓を支えてきた米と麦、大豆の種子の安定供給を都道府県に義務づけてきた主要農作物種子法が２０１８年４月１日に廃止されました。政府は廃止の目的に、種子産業への民間参入を促すためとしています。一方で、種子法廃止により種子の生産を行ってきた都道府県への予算が確保されるか不透明なため、種子供給の不安定化や価格高騰が起こるのではないかという不安の声が上がっています。ゲノム編集技術や遺伝子組み換えを活性化し、新品種の開発や登録を行うことが可能となり、食の安全が懸念されています。

そこで次の点を伺います。１、種子法の廃止による農業への影響を町はどう考えているのか伺います。

**○議長　横尾　武志君**

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

**○産業観光課長　溝上　竜平君**

種子法の廃止による芦屋町の農業への影響につきまして答弁いたします。これは要旨２に関連する内容になるかもしれませんが、福岡県では平成３０年４月の種子法廃止と同時に、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱を定め、現在、種子法廃止前と変わらず、種子の生産及び供給を行っております。また、川上議員からの通告書にも記載されていますように、種子法廃止に伴う懸念事項の一つとして、種子の価格高騰などについて記事等で目にしたことはございますが、芦屋町では種子法廃止以前から、芦屋町水稲種子及び景観作物種子助成金交付要綱を制定しております。これは良質米生産に対する助成で、コシヒカリ、夢つくし、ヒノヒカリ

など水稲種子の購入経費の一部を助成金として交付しており、今後も継続していく予定でございます。このような状況もあってか、農業者の方々や北九州農業協同組合を初めとする各種団体から、種子法廃止に伴う影響を懸念する声は町のほうには届いておりませんので、現時点では芦屋町の農業への影響は少ないのではないかと考えております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

現時点ではですね、いろんな県の制度についても継続されるし、町としても補助を行っているので影響は少ないということですが。粕屋町の町長おられますけど、町長は農業者出身でですね、今度の６月議会で種子法について問われたときに、こう答弁されています。「種の保存、そしてそれを継続して育成していくというのは非常に大事なことと思いますので、個人的には危惧することだ。というふうに思って・・・・・・。やはり農業をやられてる方はこの種子法についてはですね、大変危惧しているということです。そして９月２日の朝日新聞にもですね、種子法廃止後、１１道県に新条例ということで。「安定供給を」農家の声後押しということで、都道府県に米、麦、大豆の優良な種子生産と農家への安定供給を義務づけていた種子法が４月に廃止されたのを受け、かわりとなる種子条例をつくって従来の事業を継続する自治体が相次いでいる。１１道県が策定済みで今後もふえる見通しだ。政府の規制改革の一環で廃止されたが、種子の安定供給を心配する農家からの声が条例づくりを後押ししているということで、社会的にもですね、この種子法の廃止については注目されている問題です。種子法のですね、第１条の目的では、主要農作物の優良な種子生産及び普及を促進するため、種子の生産についてほ場検査、種子をつくる畑ですね。その他の措置を行うとしており、第２条では、主要農作物、稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆の５品種が指定されています。２項では生産物審査の規定があり、都道府県が種子生産ほ場において生産された主要農産物の種子の発芽の良否。不良な種子及び異物混入状況について審査するなどとなっています。第３条では、譲渡の目的を持って、委託を主要農産物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子ほ場として指定することになっており、厳しく管理されているという。こういったことでですね、種子法が米の種を守る役割をしていたため、安心で安全なおいしい米をつくることができたし、消費者は安心して食べることができたのです。私も家庭菜園とかしていますけど、例えば白菜とかほかの種についてはですね、ナフコとかそういった民間でも売ってますけど、そういった物の生産地を見ますとですね、全部中国とかアメリカとかばかりです。国産で純正につくられているのは、種子法に守られた先ほどの５品目、こういったものだけになっています。これによってですね、福岡県では農業試験場等でですね、「夢つくし」とか「元気つく

し」とか「ヒノヒカリ」、こういったものが奨励品種として開発されてきたわけです。全国的にはですね、「コシヒカリ」とか「あきたこまち」「ササニシキ」「ゆめぴりか」とか、こういったものは種子法の中でそれぞれの県が開発してきたものなんです。これについてはですね、大変莫大な歳月と労力をかけ、その予算を税金でですね、賄って開発しています。そういった点でですね、現在のこれらの米があるわけなんですけど、日本には企業も品種の改良を行っています。三井化学は「みつひかり」、住友化学は「つくばＳＤ」、それと外資系の日本モンサントは「とねのめぐみ」という、こういったものを開発してます。これらがですね、種子法によって生まれた「コシヒカリ」は、種もみが１キロ４００円です。反面、民間でつくられた「みつひかり」は約４，０００円、「つくばＳＤ」が２，０００円と言われてますから、大体５倍から１０倍ぐらいのですね、価格で販売されているという状況です。政府はですね、今、都道府県がですね、独自で今後も続けていくことを認めてますが、これは民間参入がですね、ちゃんと軌道に乗るまで限定的な役割でつくっていいですよという位置づけになっておりですね、民間参入後はですね、県の育成ができるかどうかわからなくなります。そうなればですね、種子価格が高騰するという、こういったことが懸念されているということです。

それともう１点はですね、食の安全の問題があります。種子法の廃止によってですね、今後遺伝子組み換えやですね、ゲノム編集技術を活用した種子の復旧を行うということが言われています。遺伝子組み換えやゲノム編集についてはですね、ヨーロッパなどではですね、安全性が認められてないということでですね、認知されてません。ただ、アメリカや日本はですね、今後この種子法の廃止後はこれらの技術を積極的に活用していくということになっています。ゲノム編集はですね、もともと植物が持っている、がん抑制遺伝子。これをですね、抑制する働きがあるとして発がん性が高くなるっちゅう、そういった問題を抱えているものですし、遺伝子組み換えについてもですね、将来の安全性は担保されていないといった、こういった状況です。そういった中で福岡県ではですね、要綱については現在つくっていますが、この要綱だけではですね、十分な財政問題とかそういったものが担保されてません。

それで２番目に移りますけど、新潟・兵庫・埼玉・山形・富山など１０県で種子法と同等の条例が制定され、他県にも広がっています。福岡県では、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定と供給に関する基本要綱を定め、これまでどおり種子の生産及び供給を行うとしています。しかし、これはあくまでも要綱のものであり、行政内部の指針にしかすぎません。議会議決による条例は自治体に義務を課し、財源を裏づけるものになります。県に対してこの種子条例をですね、先ほど言ったように全国的にも広がってる。こういったものをつくって財政的なですね、裏づけもつくるべきではないか。将来的には国は交付税措置をですね、種子法に守られていたものについては行わないという、こういった方向になっているので、そういった点でですね、県の種子条例を

制定することをやはり町としても福岡県に求めるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

産業観光課長。

**○産業観光課長　溝上　竜平君**

福岡県における要綱の位置づけなど、県に確認した事項を踏まえながら答弁させていただきます。まず、福岡県では主要作物の種子に特化した条例は制定されておりませんが、平成２６年１２月に、農林水産業及び農村漁村の持続的な発展などを目的とした、福岡県農林水産業・農村漁村振興条例が制定されております。この条例内の主要な施策において、農林水産業及び農村漁村の発展に資する新品種及び新技術の開発並びにその普及に必要な施策と明記されており、これに基づき制定されたものが、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱であります。県としては、この要綱に基づき、種子法以前と同様に対応していくという考えを示しております。現状として町内の農業者並びに農業関係団体から、種子法廃止に伴う影響を懸念する声がないこと、県においては特化した条例ではありませんが、条例に基づく要綱で対応していくことが示されていることなどを踏まえますと、今後も県の予算が継続的に確保されるか、民間事業者の参入によって種子の価格が高騰しないかなどを状況を見極めながら、条例の要望については判断していく必要があると考えております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

県もですね、要綱は制定して、そういった方向でから農業を支援するということですが、ぜひですね、県のそのスタンスと合わせてですね、町におかれましても、そういった農業のですね、米を守っていくというそういった政策をですね、十分とっていただきたいと思います。もともとですね、根本的にはこの種子法を国で、国会が廃止したところに１番問題があって、その中でもですね、政府の中でも―――あ、政府ではなく国会の中でも超党派でですね、この種子法を復活させるということで今、国会でも継続審議で種子法の復活を求める法案が審議されてますが。ぜひですね、これを復活させるよう町としても求めるべきではないかなというふうに私は思います。これは、自民党の歴代の農林水産大臣を経験された方なんかもですね、この種子法を廃止すること自体は国策として大きな間違いだという、そういったことでですね、超党派で今こういった運動も起こっています。そういった点でですね、ぜひ国に対してですね、種子法復活の意見を上げるべきだと考えますが、その点はいかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

産業観光課長。

**○産業観光課長　溝上　竜平君**

先ほどの答弁と重複になるとは思いますが、現時点で農業者などや北九州農業協同組合を初めとする各種団体から、種子法廃止に伴う影響を懸念する声が、町に届いておりません。このため、福岡県への要望と同様に状況を見極めながら判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

それでは、次のですね、自衛隊の隊員募集の広報など協力要請の現状と対応について伺います。

兵庫県姫路市で自衛隊募集のために、高校や大学卒業年齢に当たる１８歳と２２歳の市民の名前や住所、生年月日、性別の４情報を、市が自衛隊に電子データで提供するという協定を議会に知らせることなく結ばれていたということが報じられています。そこで次の点を伺います。

まず１点目に、町に対して自衛隊地方協力本部から協力要請はあるのか。あるのであれば、内容はどのようなものかについて伺います。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

町に対して自衛隊地方協力本部からの協力要請はあっております。令和元年度につきましては、自衛隊福岡地方協力本部長名で、「自衛官及び自衛官候補生の募集のための必要な募集対象者情報の提供について」という依頼文書を受け、募集対象者１８名、男性の氏名、生年月日、性別、住所の４情報を紙媒体で提供をしております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

今、１８名と言われましたか。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

すみません。年齢、１８歳でございます。申しわけございません。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

１８歳の方の男子は全て。女子もですかね。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

１８歳の男性のみです。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

紙媒体でですね、提出しているということですが。当然これはですね、住民基本台帳から抜粋したものになりますが、町は提供の義務があるというふうに認識しているんでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

法的根拠としましては、自衛隊法第９７条第１項の規定に基づく法定受託事務として、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとされております。また、自衛隊法施行令第１２０条の規定に基づき、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができるとなっております。そして防衛大臣名の公文書で、自衛官募集等の推進についてという依頼事項を受けております。そういうことで、自衛官に対しての４情報のみの紙媒体及び電子データの提供依頼を受けているため、今回この法的根拠をここに持って、提出をしているというところでございます。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

確かにですね、自衛隊法９７条と、それと自衛隊法施行令１２０条でですね、自治体に対して資料の提出を求めるということができるというふうになっています。今度、国会でですね、あ、今度じゃないですね。ことしの初めですかね、安倍首相が国会で自衛官募集に関して「６割以上

の自治体が協力拒否しているという」などと発言して、適齢者名簿を提出しない自治体を非協力とみなしています。そして、自治体が名簿提出に応じないのは個人情報保護からの観点ですが、法令上名簿提出の義務もありませんし、さらに防衛省によれば名簿の閲覧・書き写しを認めている自治体が５４％を占めているということで、実際的には９割以上がそういったことに応じてですね、何らかの形で協力しているという状況なんですが。ただですね、これがこの法令によって自衛隊名簿を提出する義務があるかといえばですね、ありません。国会でもですね、当時の畠中誠二郎総務省自治行政局長が、「住民基本台帳法には自衛隊への提出の規定はない」と明言し、当時の石破防衛庁長官は「私どもは自治体に依頼をしているが、応えられないと言うのであればいたし方ない」と答弁しています。２０１５年、中谷防衛大臣は「実施し得る可能な範囲での協力をお願いしている」という答弁をしています。いずれも、あくまで依頼であってですね、市町村に応える義務はない、可能な範囲での協力のお願いだというふうにしています。防衛省からですね、名簿の提出義務ではなくて、各自治体の判断であるという見解がですね、自治体に示され、名簿の提供を改めですね、住民基本台帳法に基づくですね、閲覧方式に戻す自治体もこれによってふえています。多くの自治体がですね、個人情報やプライバシー権を保護する観点から、本人同意なしのですね、情報提供に応じないということは当然のことです。芦屋町ではこういった個人情報を提出しているということは、当該の本人たちの同意をとってやっているのでしょうか。その点を伺います。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

個人情報保護条例の第９条第１項第２号の法律に定めがあるため、情報を提供することは可能という形の中で判断をして、個人情報保護条例施行規則の第５条第３項に基づき、外部提供決定通知と募集者の情報を提供しているという形で考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

例えばですね、先ほど松岡さんの一般質問でもあった災害対策基本法でですね、お年寄りなどの避難行動要支援名簿の作成が市町村長に義務づけられてますが、この個人情報を消防や民生委員、自治会に平時から提供するためには、本人からの同意書をとることが必要となってます。そうでないと知らせることができないというのが今の現状です。私たちもですね、選挙人名簿を整理するのに、前は選挙人名簿を買うことができましたけど、現在はですね、閲覧して書き写すこ

と、これのみしかですね、許可されていません。そういった点でですね、果たしてそういったことをやることが、いいのかという問題です。例えば甲南大学法科大学院の園田寿教授は、「条文が想定する資料とは、適齢年齢層の概数や応募数の見通しなどで、住民基本台帳の個人情報は含まれないと解釈すべきだ。個人情報の最も重要な項目である氏名や住所などを提供する法的根拠はなく、紙媒体での情報提供は違法の疑いがある」という、こういった見解も出されています。先ほど言った国からの通知によってですね、取りやめたところの自治体、なぜかというとですね、やはり提供を可能とする根拠が住民基本台帳法にはない。提供後に自衛隊が紛失すれば市の責任も問われかねないというようになってます。確かに、先ほど言いました自衛隊法の中でも、住民基本台帳による情報の提供をしてもらいたいという、そういったことはですね、規定はしていません。情報を求めることだけしか書いてないんですよね。そういった点でですね、地方自治体が個人情報保護を求める住民の声を尊重し、電子媒体や紙媒体で個人情報を提供することはやめるべきではないかと私は思います。地方自治の立場からもですね、閲覧にとどめる。こういったことに変えるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。例えば、警察とか消防とか同等のような国の機関でもですね、職員募集で台帳の提供というのを求めていません。自衛隊だけにですね、こういったことを特権的にですね、入手できるというのは、やはりおかしいと思いますが、その点はどうでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

町長。

**○町長　波多野茂丸君**

では、その件につきましては私のほうから答弁させていただきます。

まあ先ほど来より総務課長がるるお話しておりますように、自衛隊の地方協力本部は自衛隊法、先ほどから出てますように９７条第１項及び自衛隊法施行令１２０条に基づいて、自衛官及び自衛官候補生の募集事務のため募集対象者の氏名、生年月日、性別、住所、４情報に関する資料の提出を求めることができるというふうに、これはもう法律でなってるわけで。今、川上議員が言われるように、それは各自治体の、結局何ていうんですかね、意思によって出さなくてもいいのではないかというようなことなんですが。それはそれぞれの、やっぱり考え方があろうと思いますが、こういうふうにして国会、国のほうでもやはり、まあわかりやすく言えば憲法改正の話が出るわけでございますが、これ賛成の人もおれば反対の人もおるということで。このような形の中でですね、やはりそういうふうに国のほうで法律で定めました、これで定めましたよというような、そこにくるまでに、いろんな論議があってこういう結論になっておるんだと思っております。国が定めた法令に基づきましたことをですね、地方自治体が、「これがああだ」とか「こうだ」とか「これだから出しませんよ」というのは、いかがなものかなと思うわけでございます。町と

いたしましても、だからというわけではないんですが、自衛隊の所在地である芦屋町であるわけでございますが、これまでも関係法令にのっとって適切に協力をしていきたいと思っておりますし、今から先も紙媒体で提供していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

まあ、そういった法律があるのでですね、私も「出すな。」とは言ってないんですよね。ただ、やはり別の個人情報保護法とか住民基本台帳法とかそういった法律についても、やっぱり重視せないけないということがあるんでですね、閲覧にとどめるべきだというようなのもありますし。また先ほども言われましたように、この問題についてはですね、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務、そういったことのみのためにですね、使われるべきだというふうに思ってますが。ただ、全国的に見ますと防衛大学校とかですね、高等技術校か、なんかそういった自衛隊のそういった関連する学校があるんですけど、そういったところのですね、募集にもこの情報が使われているということで。そういった点では、法律では自衛官及び自衛官候補生のみになってますんでね。そういった点についてもですね、ちゃんと提供する先に対して守られているのかどうか。そしてまた、防衛省の保有する個人情報の安全確保に関する訓令。これに基づきですね、厳正に取り扱うという、そういったことをですね、ちゃんと申し入れていただきたいというふうに思います。今回ですね、この質問を行ったのは、先ほど町長も言いましたように憲法９条の改定の新たな口実としてですね、自衛官募集についての自治体の協力拒否を持ち出しているからです。９条改憲の狙いの一つにですね､若者である新規自衛官の適齢者名簿を自治体から強制的にですね、提出させようという本音が込められています。安保法制により自衛隊の任務が増大する反面、自衛官がですね、十分補充できない問題が顕在的にですね、しているもとで、政府が自治体に自衛官募集に協力するよう圧力をかけるっていうか、強制的にするような方向に向けるということ自体がですね、半強制であり、つまりこういったことを自治体が許していたら徴兵制度に近い形にですね、踏み込むという、そういった懸念もあるからです。そういった点でですね、自衛隊の情報提供は閲覧のみにとどめて書き写すという、多くの自治体がそういった方向でですね、情報を提供してるんですから､芦屋町もそういった方向でやるべきだということを申し添えておきます。

続いて２点目。６月１５日付の広報あしやに「航空自衛隊を見学して生活を体験してみよう！青少年防衛講座のご案内」が掲載されてますが、青少年防衛講座の内容はどのようなものであるか。これは資料のですね、２枚目ですね。２枚目の下のほうにですね、広報あしやに掲載されていたものを提示してます。航空自衛隊を見学して生活を体験してみようという、こういったもの

が載ってましたので、このことについて伺います。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

川上議員さんのほうが広報に載せてるものがありますので、主なものだけ。講座の内容につきましては、飛行学生の密着取材ＤＶＤの鑑賞や１３飛行団のフライトシミュレーター及び航空機の見学、救助機の見学、高射器材等の見学、基地歴史資料館の見学、航空自衛隊６０周年記念のＤＶＤの鑑賞、心肺蘇生法及びＡＥＤの取り扱い、体育館での運動。あとは隊員と同じ献立での喫食の体験、宿泊体験を実施したというところで聞いております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

資料がですね、一応２ページ程度ということになってますんで、私はコピーがＡ４のコピーしかないんでですね、十分提出できてないんですけど。航空自衛隊芦屋基地のですね、これに載ってますね。この上にですね、航空自衛隊芦屋基地でのですね、防衛講座の様子が載ってます。第１３飛行教育団で行われたＴ－４練習機見学、フライトシミュレーター見学。それからＵＨ－６０Ｊのですね、見学、また搭乗。そういったものと、第５高射隊による地対空誘導弾の発射機の説明の様子という、こういったものが載ってます。航空自衛隊築城基地でもですね、やはり青少年防衛講座が開かれてまして、これにはやはり第７高射隊見学、それから体験搭乗、生活体験、それから救命講座とかね、消防小隊見学。それから築城ではＦ－２の見学、搭乗みたいなものもあるそうです。ほかにもですね、ちょっとそれには載せてないんですけど、ほかのところでやっていたのが、ちょっと資料に載せられなかったのですが、こういった少年がですね、スティンガーミサイルというのを肩に担いで、もちろん本物の中の弾は入ってないんですけど。こういったのをですね、よそがやってるそうです。こういったことについてはですね、やはり兵器、戦争で使う基本的には兵器ですので、そういったものが何らか格好いいものというふうに捉えられているんではないかなというふうに私は思います。今、映画でですね「アルキメデスの大戦」というのがあってますけど、これは戦艦大和をつくったときのことなんですけど。その映画の中で、なぜ戦艦大和なのかというところがありました。当時は、やはり戦艦ではなくて航空母艦にね、アメリカなんかもどんどん変わっていって、そういった第二次世界大戦の中では戦略が変わってきとった時期に、やはり日本は戦艦大和を、大型戦艦で戦うんだということで、軍部は押し切ってやったわけなんですけど。このときの理由として一つは、やっぱり格好いいもの、少年が憧れる

もの、国民が憧れるもの、そういった象徴をつくって、それによってアメリカとの海戦をね、国民的な声をやっぱり誘導していくんだという。そういったことを言われたんで、私はこういったミサイルとか、当然ここも芦屋もＰＡＣ３とかもありますし、築城もありますしね。こういったものは中には、やっぱりこういったミサイルの操縦とかそういったものも教えていくという、そういったことをやってるところもありますんで。これは芦屋基地がやっているというわけではないんですけどね。そういったことをすること自体が、やっぱりちょっとおかしいんではないかなというふうに思います。そういった点でですね、この防衛講座自体も自衛隊のですね、ＰＲの場でしかないような内容であるということでですね、平和教育の充実を願う住民の声と相入れないのではないかということです。そういった点でもですね、こういったことを広報に掲載することは適切ではないんではないかなと思います。私も北九州の方からのですね、「芦屋基地でこういったものがあるけど知ってるか。」ということを言われて、「何でこんなことをするんだ。」と言われましたが、これは町でするんではなくて自衛隊の芦屋基地がやってるんです。そのとき私は知らなかったんですけど、帰ってみて広報あしやが出たら、来たときに見たら、芦屋も掲載しとったんだなということでですね。やはりこういった点ではですね、広報に掲載することは適切ではないというふうに考えますけど、その点はどうでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

総務課長。

**○総務課長　松尾　徳昭君**

基本的に、航空自衛隊の任務の理解度の促進及び防衛に対する正しい知識の普及を図るという目的で行われているという形で考えておりますので、この点を考慮してそういう形で中学生や高校生を対象にして、そういう理解を深めていただきたいという形でやられているというふうに認識しておりますので、今後こういう依頼があった場合には、掲載はしていきたいというふうに考えております。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

後の問題とも関わりますので。次はですね、３点目の、中学校ではキャリア教育の一環として総合学習などの時間を利用して職場体験が行われているが、さまざまな事業所で体験学習を行ってます。芦屋基地も職場体験の対象となっているのか。このことについて伺います。

**○議長　横尾　武志君**

教育長。

**○教育長　三桝　賢二君**

芦屋中学校では毎年６月または７月初旬に、２年生全員を対象に２日間の職場体験学習を実施しています。職場体験をさせていただく事業所は３０事業所あり、その一つとして航空自衛隊芦屋基地にも協力していただいております。令和元年度は、本年度は日程の都合により受け入れてもらえませんでしたが、平成３０年度は９人、平成２９年度は１１人と、毎年１０人程度の生徒を受け入れていただいております。また、令和２年度、来年度も先方が受け入れ可能であれば、職場体験をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

資料のですね、１ページ目。職場体験だより「職場体験ＮＯＷ」等の画像、コメントの一部ということで。これは群馬県のほうですね、高崎地域事務所がですね、広報で出したものなんですけど。この中は基本的には先ほど言った防衛講座とですね、内容は一緒のことを体験してるんですけど。この中を見ますと、例えば真ん中、「追従訓練開始。見ている方向にミサイルが」その横、「近距離ミサイルの操作要領を習ってます」左側、「これで飛行機が落とせるの？」また、この内容を見ますと、小学生が迷彩服を着てですね、敬礼をしているとことか、戦車の前でですね、写真を撮る。ちょっとこれについてですね、違和感を感じたんですけど。これについて教育長はどういうふうに感じるでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

教育長。

**○教育長　三桝　賢二君**

この記事について、どういった感想を持つかということですけども。芦屋基地で行う防衛講座等々いろいろあるわけですけども、各学校が行う職場体験学習には目標があります。例えば、働くことの意義、主体的に進路を選択・決定する態度、マナーやコミュニケーションのとり方などです。この目標を達成するために、担当の教員が受け入れていただく職場と打ち合わせて、適切な体験プログラムを組んでいます。議員の資料の広報では陸上自衛隊の職場体験だと思いますが、体験の様子が特徴的にあらわれる場面、実際に機器を操作している様子、生徒が興味を持って取り組んでいる様子をアップするので、このような写真が使われたと思います。陸上自衛隊は災害派遣なども行っているので、そのような内容のプログラムも組まれていると思います。いずれにしても、職場体験学習の狙いに沿った一連の活動の中の取り組みの一部であるという印象を持っております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

この高崎地域事務所の発行したこのコメントを見てですね、ここを管轄する教育長が「これはちょっと。こういったことを本当に言ったんだろうか。」というようなね、懸念をされてましたけどね。やはり戦車や戦闘機のですね、体験搭乗させたり近距離ミサイルの操作を習ったり、迷彩服を着て戦車の前で記念写真を撮る。自衛隊の武器や装備品を子供たちに触れさせる。これが果たして職場体験でしょうか、普通の。これはやっぱり、自衛隊の勧誘ＰＲそのものであるというふうに私は思います。やっぱりこれは問題であるというふうにですね、やっぱり認識すべきだというふうに思います。陸上幕僚監部が作成した自衛隊募集に関する自衛隊の全国方針を定めた内部文書では、学校、地方公共団体に対する積極的な働きかけを継続し、自衛官募集への理解を獲得するとともに協力を拡大し、適質隊員の安定確保に資するあらゆる手段を使って学校とのですね、連携を図り、募集基盤の拡大を図るというふうな意図があります。自衛隊の帯広地本ホームページには、小学生に防衛出前教室を行った記事を掲載して、最後に帯広地本は、今後も自衛隊を身近な存在にすべく将来の種まきを積極的に実施し、小中学校やＰＴＡを含めた広報にも力を入れ、将来を見据えた自衛隊に対する理解の促進に努めていくという。こういったふうに言って、やはり自衛隊はこういった防衛講座とか体験教室、そういったものはですね、やっぱり自衛隊員を獲得していくためにやるんだということをですね、ちゃんとそういった意図を持ってやってるということを認めてます。そういった点でですね、もう時間があまりありませんので、一つはですね、例えばね、国際的に見れば、ジュネーブ条約第２追加議定書。２００４年で国会承認、２００５年の発行の第４条３項Ｃで、児童はその必要とする保護及び援助を与えられる。特に１５歳未満の児童については軍隊または武装した集団に採用してはならず、また敵対行為に参加することを許してはならないとされてます。それから、児童の権利条約第３８条で、１５歳未満の児童の軍隊への採用を禁止しています。この条約の武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書、第３条第３項Ｃには、採用に関して任務についての十分な情報提供を受けることが義務づけられてます。それから国際刑事裁判所のですね、規定の８条第２項ではですね、戦争犯罪の一つとして、１５歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集し、もしくは志願に基づいて編入すること。または敵対行為に積極的に参加させるために使用することが規定されています。自衛隊でのですね、こういった戦争体験に行わされることは、まさにこの戦争犯罪に加担することになるという。よくテレビで、アルカイダの少年が自動小銃を持ってるのなんか見て、私たちとしては、中東ではやっぱり子供も兵士としてされているんだなというふうな感覚になりますけど、日本では自衛隊とかに入るんではなくてもですね、同じようなことがですね、されてい

る。それも公教育の中で、それがされているという点ではね、私はこれはちょっとおかしなことだなというふうに思います。確かにですね、自衛隊は災害救助の活動でも活躍しておりますし、その姿を見て人の役に立ちたいと入隊される方や保護者が自衛隊関係者の方もいます。しかし集団的自衛権行使容認の閣議決定後、安保関連法、戦争法の成立で自衛隊の任務が大きく変わってます。自衛隊員の命がですね、危険にさらされる。そういったですね、可能性が高くなってます。ぜひですね、教育の場でこういったことをするのはどうなんだというふうに思うんですけど。それは戦前、日本の教育はですね、お国のために血を流せといってですね、軍国主義の教育を進めて、そして軍国少年をつくって教え子を戦場に送り出し、尊い命をですね、犠牲にしてきたという、そういった経験があります。その反省から、戦後の教育の原点は教え子を再び戦場に送らないという、これが教育の原点だというのが私、思いますし、またそういったのが教師の合い言葉だったと思います。そういった点でですね、教育委員会は戦争の反省の上にですね、出発をした戦後教育が歩んだ道に立ち返って今後の方向性をですね、慎重にですね、検討していただきたい。こういったふうに思います。ぜひですね、自衛隊の隊員の職業体験というのは、単なる職業の一つではない。やはりそういった戦争と関連しているというですね、ことです。これは自衛隊法第１条でもですね、自衛隊の任務についてはですね、国を守ること。国防をするという、それが第１条に上げてますので、そういった観点からもですね、今後、教育委員会でも学校でも、自衛隊の職場のですね、教育をどうするのかという論議をですね、していただきたいということを申しまして、この質問を終わりたいと思います。

次にですね、後期高齢者医療制度についてです。

後期高齢者医療制度が導入されて１０年が経過しました。導入時から、７５歳以上の高齢者のみを他の世代から切り離して単独で医療制度に組み込むやり方に、差別医療だとの厳しい批判が広がっています。また被保険者の大半が年金収入に頼らざるを得ない高齢者のみでの制度では、保険料が増大していくことも指摘されていました。そしてこの指摘は的中し、２年ごとに保険料が引き上げられてきました。被保険者を取り巻く状況は大変厳しく、２０１４年度には消費税率が５％から８％へと引き上げられ、大きな負担となっています。頼みの年金はマクロ経済スライドにより減り続け、介護保険料も改定の都度に上がり続けるような給付減、負担増という大きな嵐にさらされているような状況です。福岡県は被保険者当たりの医療費が全国一高く、保険料も一貫して全国一高い状況が続いています。そこで次の点を伺います。

１点目に、平成３１年第１回後期高齢者医療広域連合議会で、保険料の特例廃止をする条例改定が行われました。見直された内容と影響を受けた人数、被保険者の占める割合はどのくらいなのかを伺います。

**○議長　横尾　武志君**

住民課長。

**○住民課長　藤永　詩乃美君**

まず条例改正の内容についてですが、低所得者の年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が令和元年１０月から始まることから、保険料均等割の９割及び８．５割を軽減することとする軽減特例を廃止して、本則の７割軽減に戻すというものです。９割軽減対象であった方については、年金生活者支援給付金や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となり、平成３１年度は８割軽減、令和２年度からは７割軽減となります。８．５割軽減対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことから、１年間、本則との差を国が補填することとなっており、平成３１年度は８．５割軽減のまま据え置き、令和２年度は７．７５割軽減、令和３年度からは７割軽減となります。この改正により影響を受ける芦屋町での人数についてですが、令和元年６月３０日の賦課決定日現在で、現行の９割軽減につきましては対象者が５０６人で、被保険者全体に占める割合は２２．１％となっております。次に、現行の８．５割軽減につきましては対象者が５０８人で、被保険者全体に占める割合は約２２．２％となっております。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

それでは２点目の、今回の条例改定により保険料はどう変動するのかを伺います。

**○議長　横尾　武志君**

住民課長。

**○住民課長　藤永　詩乃美君**

軽減特例廃止による保険料の変動についてですが、現行の９割軽減につきましては、令和元年度は廃止の影響が半年であるためトータルで８割軽減となりまして、現在の保険料率で算定しますと年間５，６０９円の増加となります。令和２年度以降は７割軽減となりまして、現行より１万１，２１７円の増加となります。次に８．５割軽減につきましては、国の補填により１年間見直しが猶予されまして、本年度は保険料の変更はありません。２年度は補填の影響が半年であるため７．７５割軽減となり、４，２０７円の増加ということになります。また、令和３年度以降につきましては７割軽減となり、現行より８，４１３円の増加となります。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。

○議員　１１番　川上　誠一君

時間がないのでですね、簡単に言いますが、いろいろ軽減率等、時期によってさまざまなケースがありますが、被保険者の約半数の方がですね、保険料の引き上げの対象となります。年収の低い層ほど引き上げ幅が大きくなり、年金年収が８０万円以下の方は約３倍の負担がふえるという、こういったことになっています。先ほど、軽減がされるというふうに言いましたが、確かにですね、低所得者に対する介護保険料を軽減していますが、やはりこれは保険料が上がってる中で月２００円程度の軽減でですね、効果はごく一部でしかありません。これにですね、今後消費税が１０％に上がればですね、本当に深刻な事態になると思いますが。やはりこういったですね、もともと収入の低い層からですね、保険料を軽減された方に対して負担を２倍３倍に引き上げるということは、負担の限界を超えるものだというふうに思います。そういった点でですね、３点目に移りますけど、福岡県が保険料の上昇を抑制するために設けている財政安定化基金があります。これについてね、それと広域連合が持っている運営安定化基金。これが財政安定化基金が約６０億円。そして運営安定化基金が約２２７億円になるというふうに言ってます。ぜひですね、こういった基金を使って保険料の軽減、そして低所得者対策、こういったものをですね、広域連合に求めていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長　横尾　武志君

住民課長。

○住民課長　藤永　詩乃美君

県の財政安定化基金の目的は、広域連合における予期せぬ保険料の収納不足、あるいは医療給付費の増大に伴う財源不足に対応するものです。また、広域連合の運営安定化基金の目的は、後期高齢者医療に係る保険給付財源や保険料率を決定する際の調整財源として活用するもので、それぞれの目的に応じて活用されているところです。８月に開かれた広域連合議会の質問の答弁にもありますが、広域連合の基金の活用については、今後の保険料率改定において被保険者数の推移や医療費、医療給付費の動向を十分に緩和しつつ、被保険者の負担が大幅に増加することがないよう計画的に活用していきたいと考えているところです。また、県の基金の活用については、過去、保険料率の増加抑制に取り崩しが行われたが、保険料率の引き下げに活用することは想定しないということを広域連合が県に確認しているところです。後期高齢者医療制度が持続可能な制度となり、被保険者が必要な医療を受けることができるよう、それぞれの基金を保険料負担の増加抑制に活用してもらうことはもちろんですが、医療給付費の抑制や医療費の適正化が保険料増加抑制に直結いたしますので、病気にならないよう、病気が重症化しないよう、検診など予防のための事業や重複受診等で必要のない服薬を行っていないかなど、適正服薬に向けた相談・指導事業などに、広域連合とともに今後も取り組んでいく必要が重要であると町としては考えてい

ます。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

川上議員。もう時間ですので。

**○議員　１１番　川上　誠一君**

終わります。

**○議長　横尾　武志君**

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。再開は１３時１５分から再開します。

午後０時 00 休憩

……

午後１時 15 分再開

**○議長　横尾　武志君**

再開いたします。

次に６番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

皆さま、こんにちは。町会議員になりまして初めて一般質問させていただきます。なるべくわかりやすいようにお伝えしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。一般質問通告書に沿った形の中で質問させていただきます。

件名、地域交流サロン事業の取り組み状況と今後のあり方について、ということについて、お尋ねをいたします。要旨としまして、地域交流サロン事業の目的に沿った形の中で、今それぞれの自治区の中で現在事業展開がされております。今後さらに加速的に高齢化というものが進んでまいり、地域交流サロン事業は高齢者の方々の有効な地域の交流の場所であり、また重要な施策であると考えております。平成の時代に人生８０年と言われてたものが、いつの間にか人生１００年時代というふうに、ここ最近の言葉としてはキーワードとして、いつの間にか２０年ぐらい人生が延びております。この２０年といいますと、出生した子供が二十になるまで結構な年月がありますけれども、それほど人生が今、延びてるということになりますので、これからそれぞれの地域の中で、会社勤めが終わったり、あるいは御自分の仕事が終わったり、リタイアされた方々が地域に戻ってきたときに受け皿となるものとしては、御家族であったり、あるいは所属する趣味のグループであったり、あるいは地域であったりというようないろいろなグループに所属することで非常に生きがいとかやりがい、こういったものを感じられるのではないかなというふうに思っております。地域交流サロン事業のキーワードとしましては、いつでも、気楽に、無理なく、

楽しく、自由に。こういった形の中で高齢者の方々が、地域の中で生き生きと生活をしていく姿が芦屋町の至るところにあればいいなというふうに考えております。そういった中で、現時点での開催状況、開催自治区における課題や未実施地区の今後の拡大策についてお聞きをし、複数自治区合同開催の形をとりながら、最終的には全自治区への拡大についてというようなことを質問したいと思っております。

１番、サロン事業の主たる目的についてということで、芦屋町でサロン事業が開催をされまして数年たつと思います。インターネットでホームページを見ると、目的についてはもちろん記載はされておりますけれども、これを開催するに至った時代背景とか理由とか、背中を後押しされたとか、さまざまな理由があろうかと思いますので、開催をされてる目的についてお尋ねをいたします。

**○議長　横尾　武志君**

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

地域交流サロン事業につきましては、地域で孤立する高齢者をつくらない。多くの高齢者が役割を持って地域交流サロンを運営することで、生きがいづくりや支え合いづくりの地域づくりを進めること。あわせて、介護予防を進めるために社会福祉協議会からも支援を受けて取り組んでいる事業でございます。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

今の課長のお答えをいただきまして、２番の質問にも少しかぶりますので、２番の質問と一緒にあわせて今のことについてお尋ねをいたします。今実際に実施されてる地区というのがちょうど９月１日の広報に掲載をされておりまして、全部で、ことしの新しく開催をされましたところ合わせまして２２地区、開催をされております。ちょうど山鹿地区と芦屋地区の開催状況はどうなのかなと一覧表を眺めておりましたら、ちょうど未実施地区がそれぞれのエリアで４地区ずつということで、８地区が現在未実施ではあるんですけれども。この開催をされております自治区におきましては年に一度、開催自治区の交流会というものが開催をされておりまして、その中では、いろいろなよかった点、悪かった点、今後に生かしていく点等々の評価でありますとか検証といったものが集約された形の中で、役場のほうでは声を集約されてるんだろうと思います。そこで、現在実施している地区における参加者の方々のお声というものを少しお聞かせいただき、どのように検証・評価され、またさらに今後どのようにその声を地域の中で生かしていこうと考

えておられるのかをお尋ねをいたします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

まず要旨１の目的に関連しましての現状について、まずお話しさせていただきたいと思います。社会実験としての取り組みが平成２７年度及び２８年度でございます。２年間の社会実験を評価し全町的に推進を始めたのが平成２９年度からで、現在では２２の地区で地域交流サロンが開催され、４００名以上の方が参加されておられます。参加者の感想については、毎年秋に開催しています地域交流サロン交流会で確認しておりますが、「近所での知り合いがふえた」、「地域の人に声をかけやすくなった結果、地域での交流の輪が広がった」、「毎回サロンを楽しみにしている」、「サロンが生きがいになっている」という声を初め、「体操をするので体が元気になった」などの声が聞かれ、参加者からは地域交流サロン事業の当初の目的を超える効果が得られているものと考えております。また二次的には、自治区長さんから「サロンを開催するようになってから、自治区の行事に参加するようになった方がふえた」、「自治区民の交流の広がりを感じている」などの声が聞かれております。

続きまして、評価にかかわる部分でございますけども。私の個人的な、まず感想なんですけども、４年間で２２の地域交流サロンが発足したことには驚いております。これは、地域交流サロン事業の目的が地域のニーズに合致したことが大きな要因であること。次に、地域交流サロンの運営を担っていただいている老人クラブや、自治区の役員さんを初めとした地域の方々の御尽力のたまものだと考えております。しかしながら、各地区で課題を伺ってみますと、「参加者がふえない」、「男性の参加者がふえない」、「運営がマンネリになっている」、「運営資金が不足している」、「気になってる人を誘っても来ない」などの課題が浮かび上がってきております。各地区によって課題はさまざまですが、これらの課題が解決できるよう地域交流サロンの支援を充実していくことが課題と考えております。また、今は地域交流サロンを始めて５年目で、担い手の課題を指摘される声は多くはありませんが、今後、各地区において次の担い手が発掘できるよう、毎年秋に実施しております全ての地域交流サロンの担い手の方々に集まっていただく交流会などを充実していくことが求められているものと考えております。現状の評価としましては、地域交流サロンの運営などに関して、アイデアを出しあって基礎を固める段階であると認識しております。このため既に地域交流サロンを開催している地域には、参加者がふえるような方策や担い手発掘等、人に関わる支援、未実施地区には多方面から働きかけていく必要があると考えております。ただし、地域によっては担い手の人々や年齢、参加者の特性、実施しているプログラムが違うなどの固有の課題があるため、ケースに応じた支援や対応が重要と考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

ありがとうございます。今、お聞きする中で、２２地区のサロン事業の開催なんですけれども、毎週開催している地区、あるいは月に２回開催している地区、月に１回開催している地区ということで、開催時期はさまざまなんですけれども。この開催時期の多い少ない、こういったことについて利用されてる方々から何か役場のほうに届いてる声というのはありますでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

私どものほうに直接届くということはないんですけども、先ほど申しました交流会において、サロンをもう少し、１回よりも２回とかしたいっていう参加者の声が出てるということは伺っております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

今のお話を伺うと、マイナス面のお声ではなくて、もっと楽しい会をふやしてほしいというような声がたくさんあるというふうに理解をさせていただきました。そのような中で、先ほど課長のほうから充実した支援というお話がありましたけれども、具体的に充実した支援とはどういったものがあるのかを少しお聞きしたいことと、あわせて今現在、一地区のサロン事業の助成金というのが３万６，０００円一律だというふうに思っておりますけれども、ここについては金額を変えるとか、あるいは少し増額をするとか、そういった御計画というものがおありでしょうか。お尋ねをいたします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

充実した支援につきましてはいろいろな方法がありまして、今現在は地域交流会におきまして、どういったプログラムを提供できるかっていうことが支援方策の一番重要なところじゃないかなと思いますのと、それとやっぱり日常的に私どものほうがサロンに出向いて行って、どういった状況で開催されておられるか、それから困りごとを直接その現場で拾ってくると。その拾った中

で対応していきたいと思っておりますので、充実した支援というのは、これっていうのは今、何といいますかね、これで進めますよというものはないんですけど。例えば昨年であれば地域交流会におきましてですね、やっぱりプログラムが欲しいといったことがございましたので、体操のインストラクターの方に来てもらって、こういうものがサロンのアイテムで使えますよとかいったものを提供した経緯がございますので、これが一つの充実した支援ということになるかとは思っております。それからサロンの３．６万円、月に３，０００円というとこなんですけども、これにつきましては、当初少ないとか、それとか大きい区には多く配分していただきたいとか、そういった声があっておりますけども、町のほうとしてはこの範囲でということでお願いしておりましてですね。今のところ、これをすぐに増額するという計画は持っておりません。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

今後も充実した支援を、ぜひよろしくお願いいたします。

３番目の要旨に移らせていただきます。

未実施地区への対応ということで、現在、先ほど申しました２２地区の自治区が開催をしておりますけれども、残り８地区ありますので、この残り８地区の未開催地区の対応についてはどのようにお考えになられておるのか。また、いつごろまでには３０地区全部を開催するというような目標があるとか、そういったものがあればお尋ねをいたしたいと思います。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

私どもが地域の方々へお願いしていることは、できるだけ地域のことは地域で考えていただくことでございます。地域におかれましては、高齢者が多くおられる地域、引きこもりがちで心配な高齢者がおられる地域、あるいは将来の高齢化に備えてコミュニティー力を高めておきたいなどの考えを持っておられる地域の方々もおられます。その点、地域交流サロンは地域での孤立防止や見守り、コミュニティーの促進、介護予防等さまざまな効果が見込まれます。また、地域交流サロンは、地域の方々で運営していただくものであることから、これまでに区長さん、老人会長さん、地域のグループなど、さまざまな方へ開催を働きかけて現在に至っております。未実施地区の方々に対しても、キーパーソンとなられる方々とお話しするチャンスを捉え、引き続き、地域交流サロンの開催に係る働きかけを続けていく考え方で取り組んでまいります。また、担い手や運営方法など地域の考え方が反映される事業ですので、期限を設定して、いつまでにやるっ

ていうことの計画は今のところは持っておりません。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

ありがとうございます。今、実施地区、未実施地区のことをお尋ねいたしましたが、ちょっと私、全国社会福祉協議会が出されてるサロンのことについて、少し事前に見てまいりました。その中にですね、高齢者の方が寝たきりや痴呆になる最大の原因は閉じこもりと言われておりますので、それを解消すれば生き生きとした高齢者の方々が地域で活躍をするということになるんだろうというふうに思っております。効果としまして、ここの中には６つ書いてありましたけれども。１つは楽しさ、生きがいということで社会参加をしているという充実感。２つ目としては体操教室等々含めまして、無理なく体を動かせるということで一定の効果が体にはありまして、やわらかい体をつくることができると。３点目としては、御近所の触れ合いサロンに出かけることによって、人と会ったり話したり笑ったりすることによって、適度な精神的な刺激になると。４点目が、健康や栄養についての意識がつく習慣がということで、高齢者がひとり暮らしになったりしますと、なかなか外との接触がありませんので、そういった方々が食事に気を使ったり、そういった習慣がつくことによって健康な体を保つことができると。５番目には、生活のメリハリということで、きょうは何曜日とか何月何日とかがわからなくなるというようなお話をよく聞くお話なんですけれども、サロンの効果としましては、きょうは何曜日で何月何日はサロンの日ということで、日ごろから人に会う楽しみを控えて、身だしなみに気を配るようになるとかいうことで、身ぎれいにすることができるとか。最後の効果としては、閉じこもらせないということで、御近所に歩いて行けるところに触れ合いサロンがあれば、ちょくちょく出かけて人に会え、閉じこもりが解消できる特効薬になるというようなことが書いてあります。

そのことを踏まえまして、次の要旨に移らせていただきたいんですけれども。現在実施をしてない地区がありますので、今、単独でサロン事業を開催しているんですけれども、開催している地区を一緒にいくつか合同で開催するというようなことについて、未実施地区の方々がそこに参加をするというような方法がとれれば、いいのではなかろうかなというふうに考えております。と言いますのが、例えば今現在高齢者の方々も、３０年ほど前子育てをしていたころについては、地域のいろいろな趣味のグループでありますとか、あるいはＰＴＡ活動を通じて知り合った方々が、自治区は違うんだけれども多数いらっしゃるんだろうというふうに思います。そういった横のつながりを持っておられる方々を一つの自治区の高齢化のサロン事業の中で、一地区にとどめることなく複数の地区で開催することによって、久しぶりに会ったとか、あるいは何十年ぶりに

会ったというようなことで昔話に花が咲いて、非常に、高齢の方々が活性化するんではないかなというふうに思っております。そこでこれは交流会のほうでも提案をしたんですけれども、単独開催だけではなくて、年に何回か複数の地区を合同で開催してもいいのではなかろうかなというふうに考えておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

地域交流サロン事業につきましては、まず主体が地域の方ということでなっております。そのために、できるだけ制約をなくした中で仕組みづくりっていうものをつくっております。その一つが他の地区との共同開催もできるというようになっております。また、開催場所も自治区公民館以外でも可能となっているほか、主催は自治区に限らず、老人クラブや体操の同好会等、幅広く担っていただくことも可能にしております。ただ、実施地区を現状の自治区単位としておりますので、一つの実施地区ですね。開催場所として公民館を利用する場合は、区民への周知等を考慮して地域の区長さんと連携をとっていただくことを留意点としてお願いしてる程度でございますので、今の議員が御提案される部分につきましては問題ないというふうには考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

ありがとうございます。

そうしましたら、要旨の最後のところに移りたいと思いますけれども、それをもう少し拡大した形の中で、芦屋町全体のサロン事業というものを考えてはどうかなというふうに考えております。と言いますのが、先ほど申しました未実施地区もございますし、いろいろな形の中でお知り合いの方がいらっしゃると思いますので、全部の地区で一緒に開催をすることになれば、芦屋町民の方であれば、それぞれ知り合いの方がおられる中で人の交流が図れるということで、非常に楽しい会ができ上がるのではないかなというふうに思っておりますので、合同開催を少しまた拡大した中の、全体的な会はいかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

町全体のイベントという、町全体でサロン事業というお考えなんですけど、先ほど私申し上げましたけども、このサロン事業というのは主体が地域の方々でございます。したがいまして、現

在各地区で地域交流サロンの運営を担っていただいている方々の意見を伺うことが、まず重要であろうと考えております。その上で、実施の有無等を地域の方々と一緒に考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

本田議員。

**○議員　６番　本田　　浩君**

ありがとうございます。先ほど課長がおっしゃいましたように、地区での開催が基本だということは十分そうなんだろうなと思っております。冒頭のお話の目的の中でいきますと、歩いて行けるというようなのがまず１番のベースであるかなというふうに思っておりますので、例えば山鹿地区の方が町民会館で開催された際に、少し足の不自由な方がそこに行けるかと言われると少し難しいところもあるかもしれません。ですから、基本的な開催は自治区のほうの開催で構わないというふうに思っておりますが、年に１度、２度というような形の中で、お祭りのようなイベントがサロン事業の中にあってもいいのかなあというふうに考えておりましたので、一応提案をさせていただきました。これから先はちょっと私の希望なんですけど、一つの例としまして芦屋町では小学校、中学校の子供たちを対象にした小中合同音楽祭というものがありまして、小さなころから音楽に親しむという土壌があります。また、今回サロン事業のどういった種目をされてますかというものの中に、約半分ぐらいがカラオケという種目もありました。恐らく芦屋町に限らずいろんなところで、皆さん歌が好きなんだろうというふうに思っております。

数カ月前テレビで見た番組の話なんですけれども、奄美大島のほうで地域住民の方々が紅白に分かれて歌合戦をするという番組があっておりました。事前にその大会に向けた事前準備ということで、物を準備したり練習をしたり、それからそのことによって張り合いがあったり刺激になったりというようなことで、非常に高齢者の方が生き生きと動いておられる姿がテレビに映っておりました。しかもこのイベントは数千円の有料イベントになっておりましたけれども、チケットが即売、すぐに売れてしまうと。会場を出た方々に終わった後の感想を聞くと、「すごくよかった。」と、「すぐにでもまた開催してほしい。」というようなイベントの話がテレビ放映であっておりました。それを真に受けて、全て芦屋町でそれができるというふうには思っておりませんけれども、少し形を変えた中で、全体で町民会館とか夢リアとかそういった会場で、全体の高齢者の方々の地域サロン事業、こういったものを歌合戦形式にするとかいう形をとれば、非常にまた趣味を生かした中で楽しいものができ上がるのではないかというふうに思っております。

先ほども申しましたように重ねて言いますが、事前に、いろんなことをやりましょうってなりますと、「いついつ、何をしないといけない」、「いついつ、どこに行かないといけない」、「いつい

つ、誰と会って練習をしないといけない」といったことで、きょうが何曜日とかきょうが何日とか、そういったことも当然頭の中に自然に入ってきた中で、毎日の生活が活性化していくのではないかなというふうに思っております。ぜひ、自治区だけのサロン事業にとどまることなく全体の、まあ一例として今、歌合戦の話をしたんですけれども、種目は何にしろ、いずれ全体的なサロン事業が開催できればいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

これを受けて私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長　横尾　武志君**

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

……

**○議長　横尾　武志君**

次に４番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

皆さん、こんにちは。４番、萩原です。今回は２回目の一般質問です。前回の一般質問では本当に緊張いたしました。今回は落ち着いて質問してまいりたいと思います。また、本日は傍聴席の皆さん、本当にありがとうございます。では、通告書に従いまして質問してまいります。

件名１、老人憩の家の見直しについて。

芦屋町には高齢者福祉施設の老人憩の家が３施設あります。各小学校区に整備され、芦屋小学校区に寿楽会館、東小校区に鶴松荘、山鹿小学校区に山鹿荘があり、地域の高齢者に対し教養の向上、レクリエーション等の活動の場、また老人の心身の健康増進を図ることが目的で、昭和４７年から昭和５２年にかけて建築されました。６０歳以上の人が無料で利用でき、全ての施設に浴場が整備され、通称「老人風呂」と親しまれ、入浴目的で利用する人も多く、建設当時は年間延べ１０万人以上が利用していましたが、近年は減少傾向が続いています。築４０年が経過し、見直しのため６月議会で老人憩の家の基本構想策定業務委託費として３８５万円が計上されました。今年度は基本構想を策定し、令和２年度以降に基本計画、基本設計、実施設計。続いて令和４年度以降に施工を予定していますが、２０年３０年先を見据えた老人憩の家にしていくためには十分な住民の意向の把握が必要だと考えます。そこでお尋ねします。

要旨１、老人憩の家の利用状況についてお尋ねします。

**○議長　横尾　武志君**

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

老人憩の家の利用状況につきまして、過去３カ年の状況を説明いたします。

数字は３施設の合計でございます。延べ利用者は、平成２８年度が４万４９４人、平成２９年度が３万８，４１４人、平成３０年度が３万３，８７７人と減少しています。一日当たりの利用者にしますと、平成２８年度が１３３人、平成２９年度が１２６人、平成３０年度が１１３人となっています。老人憩の家は６０歳以上から利用できますので、利用率を見てみますと施設入所者等を含む本年３月の利用対象者は５，１５３人。平成３０年度一日当たり平均利用者１１３人を利用対象者で除すると、約２．２％の利用率となります。続いて、平成２９年２月に実施した老人憩の家を利用されている方へのアンケート結果に基づいて説明します。利用者の年齢層は７０歳代が約５０％、８０歳代が約３０％と、７０歳以上の方の利用割合は約８０％となっています。利用目的は、最も多いものが浴場の利用で約４７％、次いで友人との交流の場としての利用が約２８％、同好会や趣味活動・外出のきっかけが、それぞれ８％となっております。老人憩の家の滞在時間は、約７５％の方が２時間以内の利用でございます。また、老人憩の家には約４０％が徒歩で訪れ、利用者の６０％以上が週４回以上の利用、３年以上利用している方が７０％を超えております。また、老人憩の家では同好会活動が行われており、３施設合わせてカラオケが４団体、編み物、将棋、太極拳が各１団体の合計７団体で、登録人数は全部で４７人でございます。

以上が、老人憩の家の利用状況の概要でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

ただいま御説明ありました中で、追加でお尋ねいたします。憩の家側が主催で、イベントの催し等はあっていますか。また、運動や体を動かしたりしている人はいますか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

現状、老人憩の家で自主事業というか福祉課のほうから出向いてやっているものは、健康相談を行っております。これが月１回、３施設等ございます。それから体を動かした事業につきましては、先ほど言いました、１つは太極拳は明らかに体を動かしてるんですけど、まあカラオケも含んで、体を動かすという意味合いでは５団体ほどがされているというとこで、こちらからそれ以外に体を動かすような事業をやってるとか、受託者のほうでやってるということはございません。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

施設管理費用と管理人さんは、どのような配置になっておりますか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

施設管理につきましては、修繕とか昨年はブロック塀の補修とかって、こういったちょっと臨時的なやつは除きまして、指定管理料ということで委託料の中で御説明しますと、２８年度がおおむね２，４００万、それから２９年度が２，４８０万、約ですね。それから３０年度が約２，６８０万ということで、３０年度にふえた理由に関しましては重油の値上がりが主な要因でございます。それから管理人の状況につきましては、それぞれ各施設に男女１名ずつ合計２人掛ける３施設、１日６名勤務しております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

先ほど課長から、カラオケ等の団体が趣味の活動として利用しているというお話がありましたけれども、頻度はどの程度行っているのでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

活動状況につきましては､おおむね１週間に１回というのが基本というふうに伺っております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

要旨２、今年度の基本構想策定から基本計画策定までの流れについてお尋ねします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

老人憩の家の見直しにつきましては、将来を見通して高齢者の福祉や健康増進のために必要な機能、整備する場所や整備数などの課題がございます。次に、町全体として将来の公共施設のあり方を示した公共施設等総合管理計画に基づき、建物の延べ床面積を減少すること、あるいは防

災面を含めた安心安全施策等の関係を含めて検討することが求められていると考えております。これらのことを考慮し、本年度は基本構想として複数の整備パターンを作成し、建設費などを試算することを予定しております。そして令和２年度には、住民の皆さんにアンケートの結果及び基本構想における複数の整備パターンを示し、最終的に一案に絞っていく基本計画を作成するように考えております。以上が、基本構想から基本計画策定までの流れでございます。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

ただいま課長からお話のありました公共施設等総合管理計画で、今後３０年間の間に建築系公共施設の延べ床面積を２５％削減する数値目標を芦屋町では設定しております。平成３０年第１回定例会や６月議会でもその話は聞いておりますが、現在、老人憩の家は町内に３カ所あり、住民アンケートでも現在と同じ校区ごとに整備してほしいという希望があっております。既に老人憩の家はこの計画に含まれ、減らすことが決まっているのでしょうか。お尋ねします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

老人憩の家については現在何も計画決定しておりませんので、削減が決まっているものではございません。しかしながら公共施設等総合管理計画については、町の現状や課題、町の持続可能性を踏まえて将来の公共施設のあり方を示しており、整備等に関して所管する担当課それぞれが目標に向かって努力することが大事であると考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

先ほど計画までの流れをお伺いしましたが、ことし基本設計、実行設計に入り、複数パターンを建設費等を検討していくというお話でしたが、住民アンケートに漏れた方の意見もあるかと思います。先ほど、住民の意向を聞く場というのは設けられるのか、またどのような形でされることをお考えかお尋ねいたします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

現在のところ、これっていって決まってるものは全てございませんけど、現時点では、町民の意向につきましてはアンケートの実施、それから利用者の意向の把握、それから包括ケア推進委員会―――うちの審議会、高齢者の福祉を検討する審議会がございます。この推進委員会等を活用してということで考えております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

ただいま課長からアンケートの話が出ましたので。要旨３、老人憩の家についての住民の意向を本年度の芦屋町高齢者福祉計画の基礎調査の住民アンケートで確認する予定になっておられると思いますが、その住民アンケートはどのようなアンケートなのでしょうか。お尋ねします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

おっしゃられるとおり今時点では、来年度に高齢者福祉計画、第８期の高齢者福祉計画をつくる必要がございますので、これに合わせて老人憩の家に関するアンケートを実施ということは予定しております。それから、そのときに６５歳以下の方についてもお聞きしたいというふうに考えておりまして、内容等についてはまだ現時点では決まっておりません。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

ただいま課長から、住民アンケートを実施予定というお話をいただきました。そこでお尋ねしますが、課長は平成３０年第１回定例会で、「アンケートの意向と実態は合わない」、「定着化に結びつかない」と答弁されておられます。その後、その要因の解明はできたのでしょうか。

それから、先ほど説明のあった住民アンケートで、憩の家の見直しに対する十分な住民の意向の把握はできるのでしょうか。担当課は平成２９年２月に老人憩の家に関する意向を把握するために、５０歳代、６０～８０歳代、施設利用者を対象とした住民アンケートを実施しています。このアンケートで、５０歳代の人の８２．７％が憩の家は必要と回答し、６０～８０歳代の方の８２．４％の人が利用したことがないと回答しながらも、６４．８％の方が憩の家は必要であると回答しています。しかしその後、平成３０年の鶴松荘の利用者数は年間３，０００人程度が減少し、他の施設も同様に減少しています。特に工事などはなかったようですが、その要因もあわ

せてお尋ねいたします。以上３点お尋ねします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

まず利用の、必要だが利用されてないというところが、３０年の議会答弁のとこで私でさせていただいたんですけども。その要因解明は済んだかということなんですけども、それにつきましては、要因解明は済んだということは思っておりませんので、そこら辺も含めて今度のアンケートの中に制度設計を考えていきたいというふうには考えております。

それから鶴松荘につきましては、特に３，０００人減ったというところでございます。全体的に含めてなんですけども、老人憩の家がずっと、いわゆる減少が続いてきたっていうのが、これは大前提として、老人憩の家の方の利用者っていうのは固定傾向にございます。固定している方が多いんですね。それで先ほど言いましたように７０％以上が３年以上とか、そういった方です。それらの方が入所とか入院したりとかすれば、一度にぼんっと減っていきます。いわゆる延べ人数でしておりますので、例えば週に４日の方が１人５０週といれば、１人入院されたら２００人マイナスになるというような状況になっておりますので、そういう理由が一つある。それと鶴松荘に限って言わせていただければ、鶴松荘のすぐ横には町営住宅っていうのがございまして、ここちょっと建てかえの中で、住みかえとか進めておりまして、この住みかえによって町営住宅におられた、そこの近くの町営住宅におられた方が遠くの町営住宅に行かれた。その結果、利用されなくなったというようなところがあると思います。

それと、すみません。反問権なんですけど。もう１点、すみません。御確認させていただければと。

**○議長　横尾　武志君**

反問権は許しとらん。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

御確認させていただきたい。

**○議長　横尾　武志君**

確認ね。どうぞ。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

先ほどの質問に関して再度申し上げますと、説明の住民アンケートの憩の家の見直しに対する十分な意向の把握はきちんとできますかっていうお話しをしたんですが、今、課長が「やります」というお話だったかと思いますので、それでいいかと思います。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

老人憩の家住民アンケートで５０歳代の方にアンケートを行っていますが、その理由をお尋ねいたします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

単純でございまして、今後利用する若い世代、現在の利用対象者だけでなく将来の利用対象者の意向も把握したいという考えから調査対象にしたものでございます。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

老人憩の家住民アンケートで、５０歳代のアンケート調査結果で１０４名の方が回答され、８６名の方が憩の家は必要と答え、６５名の方が入浴できる機能は必要と回答しています。自宅に風呂がある世代でも入浴施設は必要だと感じていることがわかります。しかし、町内の５０歳代１，５２１名のうちの１０４名、６％の御意見です。統計上の信頼度や利用する若い世代の意見として根拠づけするにはやや少ないのではないかと感じます。アンケートの調査結果では、アンケート調査は１，２００名と書いてありました。各年代のアンケート数が不明です。一体、何名の方にアンケートを依頼し、その回答率はどうだったかお尋ねいたします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

アンケートを送付した方々なんですけど、５０歳代が３００人、それから６０歳代が３００人、それから７０歳代が３００人、８０歳代も３００人ということで、各世代３００人にアンケートを送付しております。それから個別の、いわゆる回収率っていうものは持っておりませんけども、合計すれば５０．３％ということで、半数の方から御返答をいただいております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

ただいま、先ほど課長が、若い世代にもアンケートをとったというお話がありましたが、この

老人憩の家は今４０年が経過して見直しになっております。今後２０年３０年を踏まえた計画となるとすると、５０歳だけでは、やや情報が不足するのではないかと思います。さらに若い世代の住民の方にもアンケートをしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

現時点ではアンケートの対象というのは決めておりませんので、今の議員の御指摘を受けながら、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

次にアンケートの回収率についてですが、若い世代の方は共働き世帯も多く、なかなかアンケート協力が難しいかもしれません。その理由として、老人憩の家の存在さえ知らない人がいるからです。突然アンケートが届いても現状が理解できず、アンケートに回答しづらいのではないでしょうか。事前に憩の家の目的や見直しの必要性について説明はしておられますか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

２９年２月に実施したアンケート調査におきましては、老人憩の家の目的、それから利用状況、そういったものは説明しながら、そしてその上でアンケートに答えていただいておりますので、認識していただくような努力はしたつもりでございます。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

ただいま課長は、現状等を説明してるというお話ですが。さらにお伺いですが、目的以外にどれくらいのランニングコストが必要なのか等ですね、かなり大きな多額の費用がかかっております。しかしながら、利用者数は伸びていないというのが現状です。将来利用する可能性のある若い世代の人たちにもかかわってくるものです。しかし、町の大切なお金が多く使われてることを考えれば、そのお金は有効に使っていただきたいと思います。何でもあればいいではなく、現状を理解し、町民の方には本当に必要かどうか、必要だと思うその理由を当アンケートにすること

が重要だと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

実際、ランニングコストにつきましては前回聞いておりませんでした。今の議員の御提案というのも非常に重要なことだと思いますので、そこを含めてアンケートを設計させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

続きまして、アンケートに協力しやすい環境の整備も必要だと考えます。記入までしても、ポストに入れるのが面倒で提出期限が切れてしまったということはないでしょうか。地域福祉計画の福祉サービスの情報収集で、年齢が低くなるほどインターネットで検索する人がふえています。現在、水巻町ではインターネットを活用し、町のホームページに対するアンケートを実施しております。二重回答や個人情報の問題等もあると思いますが、今後インターネットアンケートの調査・研究をしていただき、アンケートに協力しやすい環境、また、コスト削減につなげることも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

アンケートの対象、それから実施方法、内容等は、先ほどから申しておりますとおり、まだ決定しておりません。ただ、アンケートは匿名方式を想定しておりまして、インターネットの場合は課題もあるということを承知しておりまして、さまざまな状況を想定して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

要旨４、利用者への聞き取りはどのように検討されていますか。お尋ねします。

**○議長　横尾　武志君**

福祉課長。

**○福祉課長　吉永　博幸君**

利用者のアンケートなどについては過去何度かに実施しておりますが、次回の利用者の聞き取り等については具体的な方法を含めて現在、今検討しているところでございます。ただ、利用の、当事者の意見を聞かないということはできませんので、もうしばらく待っていただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

自宅に風呂がない方や、風呂があっても、またぐことができず入れない方、さらにお風呂の掃除は転倒の危険性もあります。もしも自宅で入浴するようなことになると支援を要し、デイサービスやヘルパーの利用が必要になるかもしれません。そのために施設利用者の心身の状態も聞き取りしていただき、基本構想を立案する際の情報の一つにしていただきたいと思います。

最後に、やはり芦屋町の老人憩の家の見直しの大きな課題は、入浴施設をどうするかだと考えます。そして、ほかのどのような機能があれば多くの皆さんが利用し、本来の憩の家の目的が達成できるかが重要です。さらに、若い世代の意見を聞くことも必要だと思います。隣接する水巻町の老人風呂は利用者減少で運営をやめたため、現在は町が入浴料の半額を負担し、町のバスでマリンテラスまで入浴に来ています。しかし、年間２４回分の補助ですので定期的な入浴は難しいのが現状です。また、岡垣町も利用者減少のため、ことしの４月から日帰りの老人風呂をやめましたが、１５歳以上の町内者は３００円と有料ですが、町内に誰でも入れる入浴施設があるため、入浴する場所は確保できています。このような現状を知ると、芦屋町には無料で利用できる風呂が３カ所もあることは恵まれていることだと感じました。利用者の皆さんは現状の継続を希望している方も多いと思いますが、多額の費用がかかることも事実です。公共施設の延べ床面積２５％の問題や既存の施設の活用、他町のような、入浴施設を複合施設の中に組み入れるなど、さまざまな方法があると思います。ぜひ、町民の意向の尊重と安定した運営、多くの方が利用したくなる憩の家の基本構想を立案していただきますよう申し上げます。先ほど最後と申し上げましたが、老人憩の家に対する町長の見解がございましたら、お願いいたします。

**○議長　横尾　武志君**

町長。

**○町長　波多野茂丸君**

きょう本日の萩原議員の一般質問が老人憩の家の件ということで、非常に御心配いただいておるわけでございますが。先ほど来より、双方より答弁、回答等あったわけでございます。今まさ

にどうするかということを今、入り口にかかっておりますので。貴重な御意見いただいておりますのでですね、それを参考にしながら今後、論議を重ねていこうと思っております。今、大事なことを最後言われたのですが、まず最初にアンケートの１番最初にはですね、やはり風呂は要るのか要らないのかということは、まず第一であろうかと思っております。いろいろ近隣調査いたしましてもですね、ほとんどの自治体がもう昭和４０年過ぎから始まっておりまして、そのときの時代趨勢というか全然変わっておりますので、そういうところはどんどん廃止しております。風呂もそのときは約６０％か７０％しかなかったのが、今ほとんどの家に風呂があるということでですね、本当にお風呂は要るのか要らないのかということから、まず入らなければならないと私自身は思っております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

萩原議員。

**○議員　４番　萩原　洋子君**

これで私の一般質問を終わります。

**○議長　横尾　武志君**

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。再開は１４時２０分からいたします。

午後２時 08 分休憩

……

午後２時 20 分再開

**○議長　横尾　武志君**

再開いたします。

次に８番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

８番、妹川です。

通告書に基づいて説明する前にですね、一言お知らせを。また、お礼を申し上げたいと思います。あした、あさって、クリーンキャンペーンがあります。第１８回のクリーンキャンペーンが遠賀川流域から約４５０名の方々が上流域から芦屋のほうにですね、おりて来られますが。この際に毎年のように町長を初め職員の皆様数十名の方、去年は教育長もですね、参加していただきました。まことにありがとうございます。あした、あさっては台風の関係でどうなるかわかりませんが、井上課長のほうからですね、連絡が入るかと思います。中止とか何か。そのときにはよろしく御対処お願いいたします。

さて、通告に基づいて説明してまいりますが、芦屋海岸に漂着するごみについて。

大量生産、大量消費、大量使い捨て社会の中、地球環境に及ぼす悪影響が進行し続けています。ごみの不法投棄は海洋汚染を引き起こし、特にマイクロプラスチック類は海の生態系を狂わせ、魚介類を初め水生動物にとって深刻な事態となっています。ひいては食物連鎖によって、人間の食生活にも危機感が高まっています。したがって、遠賀川最下流の我が町にとって上流域から流出するすさまじいごみの根絶は、深刻な課題です。そこで以下の点をお伺いします。

（１）平成２１年度から３０年度までの間に芦屋町の海岸に漂着したごみの回収量、回収費及び回収負担金は幾らかと。これは芦屋の海岸としておりますが、漁港区域及び漁港区域外、一般的にいう芦屋の海岸全体を指しておりますので、そういう意味でお願いしたい。そして、この回収負担という言葉はですね、町が支出した金額は幾らかということで第１点目の質問です。

**○議長　横尾　武志君**

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

**○産業観光課長　溝上　竜平君**

妹川議員の質問にもありましたように、柏原漁港区域につきましては産業観光課。その他の部分については県管理になりますので、環境住宅課のほうからお答えいたします。

まず、柏原漁港区域内の漂着ごみの対応状況につきましては所管である産業観光課より、ただいまから答弁いたします。平成２１年度から平成３０年度までの１０年間における柏原漁港区域の漂着ごみの回収実績といたしましては、６カ年ほどございました。総回収量は約３３８トン、回収費用は２，８３０万円、補助金を除いた芦屋町の単独費については、約３５８万円となっております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長　井上　康治君**

県管理である芦屋港及び芦屋海岸等について、福岡県北九州県土整備事務所に問い合わせましたので、環境住宅課で答弁いたします。芦屋港の漂着物については、平成２５年度から３０年度までの間に３カ年ほどあり、総回収量約７．８トン、回収費用に約３７０万円とのことでした。次に芦屋海岸等については、台風や洪水等で大量に漂着したごみについて直近５年間のデータしかないとのことで、平成３０年度に１回、夏井ヶ浜海岸で実施し、回収量約８トン、工事費約４７０万円とのことでした。なお、ボランティアで集めたごみの回収も行なっていますが、海岸以外のごみも合わせて回収しているので、海岸に漂着したごみの総量を割り出すことはできないとのことでした。そのほかにも、ラブアース・クリーンアップや各種団体、企業、個人の方々でも

清掃ボランティア活動をしていただいておりますので、実際に芦屋海岸に漂着したごみの総量を県が把握することは困難と思われます。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

県に問い合わせされたことでしょうけど、ありがとうございます。この１０年間でですね、相当なるごみが流れてきていると。相当なる金額を負担しているということになりますが。

次に、（２）福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金制度の経緯についてお尋ねします。

**○議長　横尾　武志君**

産業観光課長。

**○産業観光課長　溝上　竜平君**

福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金の創設経緯等について、福岡県に確認した事項を踏まえながら答弁いたします。

県では、平成２１年度の海岸漂着物処理推進法の施行に伴い、地域グリーンニューディール基金を創設し、この基金を財源とする福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業を平成２２年、２３年の２カ年にわたって実施いたしました。その後、県では平成２４年３月に海岸漂着物対策を総合的かつ効率的に推進するため、福岡県海岸漂着物対策地域計画を策定いたしました。本事業におきましても、この計画にあわせて、平成２４年度に事業内容の決定・財源の調整を行い、平成２５年度から現行の処理事業が実施されております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

先ほど言われました、平成２１年７月の海岸漂着物処理推進法。正式名は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」と長ったらしい法律がですね、簡略にして海岸漂着物処理推進法というふうに言われておるようです。

この推進法に基づいて今、先ほど言われたような事業計画がなされていますが、どうでしょう。わかりますか。今、国が出している金額。２９年度、３０年度。どれだけ予算を国が予算化しているかということはわかりますか。

**○議長　横尾　武志君**

産業観光課長。

**○産業観光課長　溝上　竜平君**

把握はしておりません。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

この法律ができたのが２１年７月１５日です。これは海ごみ問題に取り組むＮＧＯ、私たち「ＩＬＯＶＥ　遠賀川流域住民交流会」でも、「芦屋町の自然を守る会」、あらゆるＮＧＯという環境保護団体がありますが、漂着ごみ対策のためにＮＧＯが働きかけて、国に働きかけて、そしてこういう法律ができたと、こう言われております。海岸管理者の都道府県知事は、ごみ発生の区域の知事に処理の協力を求めることができる。海外からの漂流物については、地域の環境保全に支障が出ればと。こういうように海岸環境の悪化、海岸機能の低下等の影響が懸念され、海岸を有する地域では重要な課題となっているということで、三十数億円のお金を国は予算化しております。その内容を見てみますと、背景目的を読んでみますとね、日本の海岸には毎年多くのごみが漂着している。海洋ごみは国内外を問わず、さまざまな地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況であると。今、各自治体が、ごみを捨てるなとか、３Ｒとか、さまざまなことでごみの発生抑制を取り組んでますけれど、もうそんな段じゃないと。もう大量のごみがですね、陸地から河川から、海に流れていく。そして今、どうですかね。何百万トンのごみが海に流れ、２０５０年には今、海にいる、生息する魚の重さとごみの重さが同じであり、また、超えるだろうと。そういうショッキングな報告が世界的に出されていますし、また、マイクロプラスチックによるさまざまな動植物、生物が死に至っております。そういう中にあって、やっと国がですね、環境省が立ち上がっていったわけですけど、これについてはさまざまな全国のＮＧＯ、環境ボランティア、そういうような生の声が環境省や産業省のほうにですね、耳に入って抗議をして、また要求をしてやっとでき上がったものと解釈しております。

それで（３）にいきます。（３）ですね、ごめんなさい。福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金制度の経緯について。これは今言ったかね。すみません。じゃあ、（３）上記の制度を活用した年度と補助金額は。この間の回収費と県からの補助金の実績はいかがでしょうか。

**○議長　横尾　武志君**

産業観光課長。

**○産業観光課長　溝上　竜平君**

福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金制度を活用した年度及び補助金額について答弁

いたします。まず、平成２２年度が２９３万円、平成２３年度が２３６万２，０００円、平成２５年度が６４万２，１００円、平成３０年度が７２万円となっています。なお、本補助制度がなかった平成２１年度、２４年度につきましては、国の災害廃棄物処理事業費補助金を活用し事業を実施しております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

そういうふうに、まあインセンティブといいましょうか、国が出した海岸漂着物処理推進法によってインセンティブでですね、各自治体の負担する金額が徐々に減少していることはわかりますが、それでも数百万円の町の資金をですね、出しているということについて非常に残念ではありますけれども。しかしながら、（４）遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会基金の趣旨と、先日の町長の行政報告の中にもですね、この基金のことについて触れられました。このことについて趣旨と活用についてお尋ねいたします。

**○議長　横尾　武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長　井上　康治君**

遠賀川水系の大出水時に、河川から流出したごみの被害を最も受ける芦屋町柏原漁港区域のごみ処理費用を流域市町村で負担することを目的とした基金の規約が、本年７月２４日に開催された本協議会において承認されました。

河口堰は出水時、河川の水量が毎秒１，８００立米に達した場合、貯水位の水位上昇、河口堰施設の安全性を考慮し、ゲートを全開します。海岸の漂着ごみについては、原則、ごみが漂着した海岸・漁港等の管理者が費用を負担して処理します。処理費用の一部については先ほど産業観光課長が答弁した補助金等が措置されますが、全てを賄えるものではないため、残りは芦屋町が負担することになります。しかし、河口堰全開時に海に流出したごみの処理については、ほとんどが遠賀川流域全体から流出したものであると考えられるため、芦屋町が負担した金額について河川管理者の国及び県と芦屋町が協議を行い、３者でおのおの３分の１ずつ負担をしていました。昨年度、この協議会の前身、遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会において、芦屋町の負担分については流域全体で負担することを検討すべきとの意見が出ました。そのことから、規約にごみ問題についても取り組むことが明記され、現在の協議会名に変更される規約改正がなされました。その後、事務局である河川事務所が流域市町村と協議調整を行った結果、基金規約の策定が行なわれました。規約の主な内容ですが、流域市町村等の負担割合については、芦屋町が負担したご

み処理費用総額から補助金・交付金を除いた金額、芦屋町の最終負担額について国・県・流域市町村でおのおの３分の１を負担することを基本とすること。年間の積立額は、過去の芦屋町の最終負担額を参考に約３３万円程度とすること。各市町村の毎年の負担額は、定額９，０００円プラス市町村の人口掛ける０．３円の算定式とすること。ちなみに芦屋町は年額１万３，０００円の負担額となります。積立額が２００万円を超えた場合は、積み立てを一時停止すること。支出額が積立額を上回る場合は、芦屋町が先出しし、その額は次年度以降の積み立てから芦屋町に支出することなどが記載されています。この規約は、令和２年４月１日から施行されます。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

この（４）の再生推進協議会基金の活用で、喜ばしいことです。町長もですね、遠賀川流域リーダーサミット等でですね、毎年のように、この件については提唱していただいていると思います。

それで、この資料を説明させていただきます。この資料です。右のほうにですね、写真が８枚ありますが、すさまじいごみの山が遠賀川河口堰に集まる。ゲートを全開した結果、ごみは響灘に流出するということですね。この左の１枚目はペットボトル、空き缶。カラスの群れが生ごみをあさると。生ごみ―――何でカラスが川面のごみの上におるんだろうかなと思ったら、近づいてみますと生ごみですよ。完全なる生活の中の生ごみを不法投棄、ポイ捨てですね。その右側のほうの写真はペットボトル、発泡スチロール、ビニール、電化製品、そういうのが流れ着いていました。少し古いですけれど。その次の下は、これは、はまゆう群生地の下。これは２００１年の６月の写真です。はまゆう群生地の下。海を眺めながら、ごみの中でのバーベキュー。私はここの、はまゆう団地散策している場所ですので、もう情けないというか恥ずかしいというか。また、これが遠賀川流域から流れてきているごみということを知ったときにですね、怒り、憤り、そういうのを覚えました。そして、夏井ヶ浜サイクリング道路もごみで覆われました。私ここを渡ろうとしても渡れなかったんですよ。それでもってこれは、はまゆう群生地、それから夏井ヶ浜サイクリング道路。これは芦屋町に「どうするんか。」と言ったら、「いや、これは町の管轄ではありません。」と。「これは県の管轄だ。」ということ。それで県の土木事務所にも抗議しました。「いつするんか。」と。町にも言いました。国土交通省にも抗議しました。電話でですね。そうしたところが、国と県と町の３割負担。このときは８００万から１，２００万ぐらいかかるだろうということを予想されてましたけど。そのお金の出しどころがわからないということで、これは６月だったと思いますけど、回収したのは盆過ぎですよ。それから右のほうのこれは、洞山をバ

ックにした写真ですね。ペットボトル、それからこの空き缶ですね。その下は、これは私は、このごみを回収する行政の方に対して言っても、なかなか動きができないだろうなということで、マスコミ、テレビ、新聞社に連絡しましたところ、すぐに来ていただいて。そして明日、洞山周辺ボランティア募集とかいう記事を載せていただいてですね、来ていただいて。役場の職員の皆さんを初め、九十数名の方々が集まっていただきました。で、１番左下のこれは２００３年の８月３日の写真です。このときにはもちろんテレビ、新聞社も来ていただきまして２５０人参加。毎日新聞です。当時の町長、それから役場職員の方、病院の、それから議員の方、５８名の方々の参加。名簿までいただいております。アンケートもいただきました。そういう活動をする中で、左側のほうは２００１年１２月２６日、もう１８年前の話ですが、こういうものに四ヶ浦の漁協組合長さん、組合のほうに行きまして写真を見せて、漁協組合の皆さんも非常に心配されている。では、国土交通省に行きませんかとお誘いしたところ、こうやって一緒に連れ立ってですね、行きました。その当時、芦屋町の自然を守る会の代表は藤崎。デポジット法制化を事務局、私、妹川でございますが、こういうような要望を出しました。折しも岩屋海岸では、千畳敷付近のウニ、これをごみの中で採集されている写真を撮っておりますが、北九州市は１，２００万円かかっております。そして芦屋のほうではですね、その後回収されたんでしょうけど、盆過ぎ。６８０万とか言われています。

ちょっと次のページお願いいたします。裏側ですが、なかなかそういうことを要望書を出したとしても、国、県なかなか動いていただけませんので、公開質問状を出しました。出したのが２００３年です。ところが公開質問状を見て、そしてそれに対する回答をしたいということで２００５年３月２９日にこの漁協組合、これはもう合併しましたから、吉田さんとか岩野さん、私たちで十数名の方で学習会をいたしました。そして私たちは、遠賀川再生に向けた私たちの案として、各自治体が基金を拠出することということを２００１年に申し入れをしておりましたが、残念ながらそれが取り入れられませんでした。だから、また拠出することを申し入れいたしました。それから各自治体は社会教育とか学校教育の中で、環境教育を積極的に行ってほしいと。それから４番目の①、遠賀川サミットなど官民一体となった事業を開催していただきたいということで、その後遠賀川流域リーダーサミットが開催されるようになった経緯があります。私は再度、国土交通省にお願いに行こうと思っていますが、遠賀川再生のための流域自治体統一の条例制定に向けて、設置してほしいという要望を出しておりましたが、これについては検討していきたいということでした。ぜひ、これについてはですね、遠賀川流域それから各自治体で、遠賀川流域、ごみのない川、ごみのない海を目指して流域自治体全体での統一の条例を制定をしていただきたいなと。菊池川はあります。大淀川もあります。たしか球磨川もあります。自治体が幾つか重なってありますからね。そういうことで申し入れをした部分です。

それから次の３ページについては、今お話ししたことについて新聞記事がですね、出ておりますので、後からごらんになっていただきたいと思います。

最後のページのところのですね、最後のページの裏側ですが、これが先ほど言いました２００３年８月２日に、大量の漂着ごみ手つかず。住民ら自主清掃へということで、２５０名の方々が参加していた部分です。役場の職員の方が今、先ほど言った５８名の方が参加されました。そのときに、赤で示していますが、ごみを単独処理することに町側が反発。いわゆる管理者は芦屋町だが、県と国と町で、芦屋町で３分割せよというようなことに対して町側が反発。当然ですね。それで安高元助役さんに対して私が質問したところ、協議は簡単に済まないが、今後のこともあり抜本的対策を話したいということで、３者の協議書ができ上がったんですね。町と、それと国土交通省と県と。でき上がったのが盆過ぎですよ。それで、そんなことならもう私たちでやろうということでですね、取り組みをした内容です。またゆっくりごらんになってください。それでですね、今４番に答えていただきました環境保全・再生推進協議会の基金、それから国、県が補助を出してくれるようにはなって、芦屋町は財政的には負担が非常に少なくなったということは喜ばしいことですが、なんとごみはですね、相変わらず流れてくるんですね。それで遠賀川のマップというのがありますが。遠賀川マップというのがあります。それを見てみるとですね、遠賀川マップ、どうですか。井上課長、見られたことありますか。遠賀川ごみマップ２０１８というのがあります。こういうのがあります。そうしますとね、２９年度はですね、２９年度はごみ回収した量は６，４００。平成２９年度は６，４００立米。処分費用は７，２５０万円です。これがもし、もう１回豪雨がくれば一斉に流れていくわけですけれど。この６，４００立米というのはトン数にすると、大体３分の１だろうと。アシとか草とか流木とか発泡スチロール、電化製品、タイヤ、もう全部合わせてです。大体３分の１ですから２，２００トンのごみが流れて着くんです。それが拡散して芦屋の海岸にも流れてくるでしょうし、そして海上保安庁にも問い合わせしましたが、山陰地方、それからハワイ、ベルト地帯というところがあるわけで、そこに集まってくると。新聞紙上でも、日本から流れてきたそういうごみが流れ着いているということは公式見解として上げられておりますが。それとですね、ごみの不法投棄。ごみの不法投棄と家電ごみの不法投棄。徐々には減っておりますけれど。それについて今度は今、ごみゼロの日ということで、遠賀川流域のリーダーサミットで平成２１年度から遠賀川流域の自治体でごみを回収しようというボランティア、愛護団体の方々が一斉に出る。芦屋町はラブアースという形でですね、やられてますが、この平成２１年度は１万５，０００人の方が出ておられるようです。平成３０年度は９，１４８名。ちゃんとボランティアで出た場合は県に、また、それを報告するようになっておるようです。このマップにはそう書かれています。ごみの量がですね、ごみ回収が５５．９、まあ約５５トンです。昨年度は２７．５トン。遠賀川流域に、河川敷に集まってくる２，２００ト

ンの中の、まあ２７とか３０トンくらいしか回収できない。なぜかということを考えたときにですね、先ほど言いましたように、この海岸漂着物等地域対策事業推進事業の中には、もう自ら発生抑制対策を行ったとしても、ごみを拾いなさいとかごみを出さないようにしようとか３Ｒとか、もうそういう以前の問題やと。もう海は本当に海底はごみの山、集積場になっていると。芦屋町の海岸は。ということで補助金が出るようになったということなんです。町長にお尋ねしますが、どうでしょう。町長も毎年のように、このクリーンキャンペーンに参加して、クリーンキャンペーンですね、参加していただいておりますから、私は非常に感謝申し上げるわけですけど。このごみの回収を見たり、それから今の話のような中でですね、なぜ人はですね、不法投棄をするんでしょうね。その心理状態はいかがでしょう。不法投棄されたことはないでしょうけれど。

**○議長　横尾　武志君**

町長。

**○町長　波多野茂丸君**

なぜでしょうね。私もよくわかりません。それ、人それぞれの個性がありますんでですね。良識のない人ですね。本当にきっちり、世の中というか全て世の中にはルールがあるわけでございますが。ルールをきっちり守っている人、守っていない人、それぞれありますので、その質問については、「まあ、わかりませんね。」と言うしか、答弁のしようがありません。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

そうですね。そういうような回答しか出てこないでしょうけれど。もう国もですね、それから国土交通省、遠賀川事務所もですね、やっぱりごみ袋の有料化です。ごみ袋を今ですね、いわゆる自生活から出るごみを廃掃法に基づいて、廃棄物処理の処理法がありますね。いわゆる廃掃法。これは法律に基づいて、生活から出たごみは地方自治体が回収する。またリサイクルするというような法律になっていますから、だから費用がかかるわけですね。そのために町民から、そのごみ袋を有料化ということになる。そうするとごみの有料化になって１枚が７０円、８０円するぐらいなら、そこのコンビニとかスーパーでもらったレジ袋の中にごみを入れて川に捨てたり、それからこのごろも道路に捨ててましたよ。だから、それから１００円で、１０枚１５枚ぐらいで黒っぽいのがありますね。ごみ袋のですよ。安いのが。あれでもって投げ捨てるわけですよ。だから国土交通省は認めています。そういうレジ袋・ごみ袋の有料化に伴って、非常に増加したということなんです。有料化です。ごみ袋は今７８円、払っているでしょ。あれです。

それで、では今ですね、地球のごみは、海のごみはですね、何百万トンというごみが流れ着いているということですけれど、その中で水生生物がですね、死に追いやられておりますが。もう

皆様方御存じの、インドネシアではマッコウクジラの死骸。これにはごみの重量が６キロあったと。いわゆる漁船、漁業の紐とかですね、サンダルとか、そういうもののほかにマイクロプラスチック。プラスチックだけで６キロあったそうですね。それからタイではジュゴンが、胃からごみが出てきたと。息を引き取りましたが。私知らなかったんですけどね、カタクチイワシが、東京湾でとれたカタクチイワシ、これ研究者が魚を捕獲して６４匹の内臓を見たところ、８割近くの中から、いわゆる４９匹ですけども、１５０個のマイクロプラスチックが検出したと。大体マイクロプラスチックというのは５ミリ以下なんですけど、このイワシが、カタクチイワシの場合は０．１から１ミリぐらいの大きさのものを飲み込んでいたと。だから学者の話ではですね、人が取り組むことで、マイクロプラスチックは排泄されるんだけれど、でもマイクロプラスチックが劣化するとですね、ＰＣＢとか環境ホルモンとか、そういう有毒物質、有害物質を取り込むそうなんですね。付着するそうです。そうしますと、私たちは排泄されるからいいと思っていても、そのＰＣＢやそういうダイオキシンなんかはですね、体内に取り込まれていくということで。もう取り返しのつかない状況になってきているということで、今は新聞、テレビでも出ておりますけれども。それから海で死んだウミガメの問題ですね。それから太平洋で採取したウミドリの胃の中。それで全国の大学研究者の推計によりますと、世界の流出量は年間、ごみですね、４７８万トンから１，２７５万トンに上がると。まあ非常に生命の危機が及んでおります。それで町長にまた質問するんですが、今こういうふうにですね、芦屋の海岸もそういうごみの受け皿になって、そしてマイクロプラスチックによって私たちの生命に、子や孫に、次世代の子供たちにですね、食生活に脅かす、健康に脅かすような時代になってきているんです。そういうショッキングな話を聞かれていると思いますが、どう思われますか。

**○議長　横尾　武志君**

町長。

**○町長　波多野茂丸君**

マイクロプラスチックの件でいいですか。マイクロプラスチックというのは正確に言いますと５ミリ。例えば何でもいいんですけど、プラスチックのやつがあって、波にもまれて岩にこすったりなんたりして、５ミリ以下のやつをマイクロプラスチックと言いまして、それが段々段々だん粒状になってきて、それを魚がですね、餌と一緒に食べたりとか。それを今、妹川議員が言われた。で、生態系に影響を及ぼしているということで、今大変な世界的に大問題になっているところである。偶然ですが我々芦屋町にも関係あるんですが、この環境問題、非常に日本財団が一生懸命力を入れておりまして、特に海洋問題についてはですね、非常に若手のグループをつくりまして、いろんなところで活動をしております。いつの時点か、ぜひそのスタッフを呼んでですね、今妹川議員が言われた、環境問題について講演会をしてもらおうと思っておるわけでござい

ますが。やはり環境問題は、やはり一人一人の気持ちの問題というか、一人一人が気をつけてですね、一人一人が今、ごみ、分別をやっておりますので、その分別をします。そしたら日本は非常に技術がうまいというか、それをリサイクルするわけですね。全てにおいてリサイクルをやります。リサイクルする中でいろいろプラスチックというのがあるんですが。そういうのは何ですかね、ストローだとかペットボトル、ホース、そういうのを回収してですね、今クレジットカード、ホース、水道管、日本の場合それをこうリサイクルしたやつを新たに、またそういう製品にするということで。これは日本がもう先端技術だということでですね、やっておるわけでございます。そうした中でもそのごみが、やはり流れていくということでですね、非常に日本でも世界的にも今、問題になっておるのではないかと思っております。

これは、一小さな町がどうだこうだということではなく、世界的な規模の問題だと認識しております。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

今のような答弁についてはもう以前からですね、どこの自治体でも、それから環境保護運動をやっている方々も、そういうような形でごみを捨てない。で、ごみがあったら拾うと。そして今回あした、あさって来る環境保護団体の中にもですね、ごみを拾うことによって背中を見て、大人が子供が拾う背中を見て、ごみを捨てないだろうという善意の心持ちで来ておられるわけですけど、これはもう永遠と今続いている。ごみの量、捨てる量は変わらないと。ふえているわけですよ。これはいわゆる生産者、それから販売業者、そういう責任も問われるわけですけどね。

それで（５）にいきますが、（５）にいきます。質問（５）、海は母なるゆりかごと言われております。芦屋の海は遠賀川から流れ来るごみの集積場となっているような状態です。これ、今写真を見てもですね。町はどのような具体的対策を持っているか。これについても町長の答弁をお聞きしたいんですよね。具体的にどうしたらいいと思いますか。不法投棄をしないためには。芦屋の海岸にごみが流れ着かないようにするためにはどうしたらいいか。具体的に。町長のリーダーシップでこれが決まるわけですよ。

**○議長　横尾　武志君**

町長。

**○町長　波多野茂丸君**

リーダーシップのごみの問題、芦屋町だけの問題ではないのでですね。遠賀川ごみ問題、芦屋町は避けて通れないところでございますので。

まず芦屋の海岸の漂着ごみにつきましては、全てが遠賀川から流出したごみではないということだけはお話させていただきます。海岸に漂着するのですから、国内のほかの地域、それから海外からのごみと。まあそれ皆さん方も海岸たまに行かれたら、日本語でない字でですね、ペットボトルだとか何とか、お目にかかったことがあるのではないかと思います。そしてまた、遠賀川からのごみも全て流れてくるものではありません。通常は遠賀川河口堰に一応閉じてますんで。これに流れ着いたごみは、ほぼ毎日のようにごみの回収船が回っております。そのごみは、見られた方もあると思いますが、河口堰の水巻側にですね、そこにずっと山のようにためて、それを処理場に持っていくということになっております。その前に網場といって遠賀川に水巻側からこう網を、魚をとるような網があります。そこでごみをとって、それを回収して水巻側にやるというようなことで、極力海岸に流れないように回収処分が行われておるわけであります。町の具体的な対策ということでございますが、海岸に漂着したごみについては漁業被害や自然環境の悪化につながりますので、早急に海岸管理者に働きかけて片づけていただいております。

遠賀川からの流出するごみにつきましては、先ほど来、言っておりましたように、妹川議員からもお話ありましたように、芦屋町だけでは解決できるものではありませんので、流域の２２市町村、いわゆる遠賀川リーダーサミットというものがあるわけでございますが、いつものことながらごみの、妹川議員が提示していただきましたそういうごみの写真をですね、毎回毎回見ていただきます。それはなぜ毎回かというと、役人の方もかわるわけですね。人事でかわる。首長さんたちもかわるから、とにかく毎年言い続けておかないとですね、気持ちが届かないということで、訴えかけてきたところでございます。皆さん方のいろんな御尽力でですね、基金を創設しようということになったわけでございます。これは別にですね、私はお金の問題ではないということでですね、認識していただきたいと。流域の、まず首長さんたち、それから職員、遠賀川河川事務所の職員、この人たちにまず認識を持ってもらうということが第一であるわけでございます。今、課長のほうから答弁ありましたように基金、大した金額やないんですよね。何万か何千円か、１万もないところもある。毎年。そういうようなお金でございますのでですね、その気持ちを訴えると。芦屋が置かれた立場ということでですね。「このことは皆さん忘れないでくださいね」という気持ちを込めておるところであるわけであります。そういうことで今、回答になっておるかどうかわかりませんが、これはもうとめることはできません。この運動はですね、これはもう、とにかくやり続けるしかない。河口に位置した町でございますので。いったん河口堰があいたら、ごみはそこでとまっとるんやから、バッと流れてくるのは自明の理であります。そういうことでありますのでですね、言い続ける。そして皆さん方が、先ほど言われました流域のごみのクリーンキャンペーン、これに一人でも多く参加していただければ、非常に認識が深まるのではないかと思っております。

それから、それで答えなんですが。ただ、今ですね、海は母なるゆりかご、これはいいんですけどね、芦屋の海は遠賀川から流れ来るごみの集積場の、このフレーズはですね、きょう限りこれやめていただきたいと思いますので、これは何かイメージが悪いじゃないですか。芦屋の海はごみの集積場とかですね、そういうのが一人歩きするとですね、やはり観光芦屋で売っておりますので、そのことをお願いして答弁終わらせていただきます。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

集積場という言葉は今からやめますが、こういう状況を見たときにね、この写真を見たときに全くそのとおりだと思いますよ、私はね。（「それは七、八年前。今やない。」と呼ぶものあり）そうですよ。今現実でもね、そういうことだって起こり得るわけですから、（「１０年前の写真やないですか。」と呼ぶものあり）はい。それでは、はい、いいですか。今、私はね、具体的な対策を持っているかということで、私は答えていただきたかったのは、デポジット制度ですよ。デポジット制度を町長は議員時代に、平成１０年、今から２０年前ですか。デポジット法制に関する請願書の賛成議員になっておられるんですよ。はい。平成１０年１２月の議会で。波多野茂丸と。この中にもね、デポジット制度はね、非常に有効だと。ビール瓶とか缶ビールなんかはね、９９％回収されていると。そういうことなんですよ。これはデポジット制度。しかも、波多野町長は今から数年前、あそこの環境自治体会議のちっご会議についても町長として名を連ねています。デポジット。それから町村会。福岡県の町村会長の中でも、デポジット制度導入を国に意見書を出そうということで決定しているんです。だから私はそのことでデポジット法制化運動をですね、沿岸地域の海岸線の自治体に対して堂々とですね、こういう実態があると。国も発生抑制じゃ、道徳心とか理念とかそういう問題じゃないところまできているわけ。だから町長にですね、国に働きかけていただきたいと思っています。

それで波多野町長は、芦屋の歴史とか文化、観光などの分野に非常に精通して、芦屋町のＰＲに努力されていることについては敬意を表しているわけですけれど。もう少しこの環境問題、特に芦屋町の海岸線の問題についてですね、この実態を全国に発信してもらいたい。そのためには、やはり、そういう全国に先駆けて遠賀川流域、それから町村会会長会、それからその際にですね、今から十数年前は、芦屋町もこの議会で意見書を採択してます。今言いましたように。そして私は、環境省とか産業省担当の国会議員の皆様にも紹介議員になっておられましたが、麻生太郎さん。麻生太郎国会議員も紹介議員になっていただいている。私は国会にも行きまして、それから秘書の方にも会いました。そういう中にあって町長は特に、麻生太郎副総理財務大臣の懇意といいますか、親しくされていますから、ぜひ直談判してですね、直談判して芦屋町の海岸はこうな

んだと、全国にデポジット法制化をしてほしいということをお願いしたいんです。実際やられてきたんですから。トップランナーになっていただきたいと思いますが。ちょっと時間がありませんが、何かご意見ありますか。お願いしたいんです。それとまた、教育問題がありますけど。

**○議長　横尾　武志君**

町長。どうぞ。

**○町長　波多野茂丸君**

今さっき妹川議員が皆さんの資料の中で、芦屋のごみがいっぱいたまった写真をお見せされたんですが、実は私は２８、２９日、大雨が降ってですね、したときに気になったので芦屋海岸とかずらーっと、ちょっと視察に行ってですね、広報の一緒に写真を。ごみ、あんまりないんですよね。（「ことしはね。」と呼ぶものあり）ですからそれは、さっきもそういう対策ができていない前の昔の写真。今いろんな対策をしていただいて、河口堰をなるべくあけないように。あけない年もあるわけですよね。あければもう、ごみがダッと来るのはわかっとるんやから。通常はこういうふうにあれだけの大雨が降ってもですね、きれいなもんなんですよ。本当ごみがないんですよ。だからそういうことで、昔はそうやってあったけど、今の芦屋海岸は本当にそういうことで環境がよくなってますよということを、ちょっとお話させていただいた。それからデポジットの件につきましては、もう時間がありませんので。デポジットの件はまた、話が長くなりますので。なぜかと言うことはですね。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

確かにね、あした、あさってありますから、私もずっと散策してまいりましたが、４５０人の人が来られてですね、どこをごみを拾おうかということになっていますが。これは河口堰が、本当に大雨が降ったときは７，０００立米のごみが流れ着くわけですから、そういう数年か１０年に１回はこういう状況になるわけです。そういうところを認識していただきたいと思います。

それで次の問題に入りますが、学校教育のですね、問題です。現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り私たちの子孫に引き継いでいくためには、環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが必須です。そのためには国民がさまざまな機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全運動に、活動に取り組んでいくことが重要になります。特に２１世紀を担う子供たちへの環境教育は、極めて重要な意義を有しています。それで、時間がありませんけれど、この（１）についてはですね、今、地球温暖化防止活動推進の役割と内容はということですが、今学校教育における、学校教育をどう位置づけ、実施してい

るかと。ごみ問題等に関する小中学校における環境教育の推進については、これについてですね、お答えいただきたいんですけども。教育長、芦屋の子どもは芦屋で育てると、芦屋海岸の悲惨な状況は今お話しました。写真をお見せしました。マイクロプラスチックの問題、水生生物の被害状況を見られてですね、聞かれて、近い将来、子供たちの食生活、健康、命の問題まで発展していく可能性があるんです。どうでしょう。教育長として、子供をあずかる教育最高責任者として、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

**○議長　横尾　武志君**

教育長。

**○教育長　三桝　賢二君**

妹川議員の話を聞いていて、ごみの問題を初めとする環境教育について非常に熱心に取り組まれていて、お考えを持たれているということで。芦屋町でも当然、環境教育を位置づけてやっております。１つ、時間がありませんので一例を申し上げますと、例えば芦屋東小学校の４年生が魚道学習、ちょうど河口堰の問題がありましたが、魚道学習というのをやっております。班ごとにテーマを決めて、例えば「河口堰について調べる班」、それから「遠賀川のごみと水について調べる班」、そういったものをテーマを決めて国土交通省遠賀川河川事務所、それから九州工業大学環境デザイン研究室の協力を得て、さまざまな調査活動をして、最後にシンポジウム形式で発表会を行うということで、環境に対する自分たちの課題を持って、解決するために何ができるかということを今、一生懸命やっております。また、芦屋町内の全ての学校が環境教育に取り組んでおりまして、環境教育の目的であります環境や環境問題に関心・知識を持ち、というのはもちろんなんですけども、最終的にはですね、環境への責任ある行動をとることができる態度というのが環境教育の大きな目的ですので、芦屋町の子供たちにですね、芦屋の自然を守るために責任ある行動がとれる、そのような子供たちに育ってほしいし、また育てていかなければいけないというような気持ちでおります。

以上でございます。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

今回の環境基本条例の第３条と第４条にはこういうことが書かれていますね。第３条は基本理念ですけど、全ての町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保しこれを将来の世代へ継承していくこと。理念ですね。町の役割としては、その基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施することとこうなっています。これはどこの課が答えられるかわかりませんが、やはりまだまだ環境問題に対する啓発、非常に芦

屋町の町民の皆さん、疎いと思います。薄いと思います。だから、やはりこういう現実味の問題にしろ、その地球温暖化の問題にしろ、さまざまな問題を抱えているわけですから、そういうことを人権教育の一環として、また人権問題としてこういう講演会をですね、実施していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

**○議長　横尾　武志君**

教育長。教育長、時間がないからね。もう終わるから。簡単に。

**○教育長　三桝　賢二君**

そういったこともですね、視野に入れながら考えていってみたいというふうに思っているところです。

以上です。

**○議長　横尾　武志君**

妹川議員。

**○議員　８番　妹川　征男君**

これで私の一般質問を終わります。

**○議長　横尾　武志君**

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

---

**○議長　横尾　武志君**

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後３時20分散会